

平成30年第3回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成30年9月11日(火曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	渡辺幸雄君	2番	金成英起君
3番	須藤浩二君	4番	緑川富士男君
6番	笹島亮二君	7番	水野秀一君
8番	田中重忠君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	久保木芳夫君
12番	円谷忠吉君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須藤一夫君	副町長	大谷修治君
教育長	内田賢寿君	総務課長	小針紀喜君
会計管理者	須藤寿行君	建設水道課長	八代敏彦君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	江田豊寿君
保健福祉課長	坂本高志君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	生田目源寿君	代表監査委員	本多守君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡部栄也 主任主査 佐川建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、3人で18項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） 同趣旨扱いを報告いたします。

通告表をごらんをいただきたいと思います。

質問順1、8番、田中重忠議員の（2）物産直売所、山白石漬物加工所、移動販売についてと、質問順2、10番、角田勝議員の（4）地方創生事業の直売所、加工所、移動販売車、各事業の状況と計画、実績などについてが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。毎回同じお願いになりますが、昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたように、質問、答弁をするに当たっては前置き短く、簡明に、建設的立場で議論し、議会の円滑な運営と品位保持に努めていただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、8番、田中重忠君、(1)町長の選挙の公約についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

[8番 田中重忠君起立]

○8番(田中重忠君) 町長の選挙公約について質問いたします。

前6月議会の私の質問に、町長はみずからの公約として、「私の基本姿勢は誠実・実行・笑顔であります。これはまちづくりの基本の公約であり、1に基盤づくり、2に産業づくり、3に人づくり、4に暮らしづくり、5に文化づくりです。この基本の政策理念を掲げて、第5次振興計画にこれを織り込み、振興計画の案件や振興計画審議会の審議によって決定をいただき、議会の皆さんにご了解をいただいてまちづくりの公約として政策の実現に努め、一貫してその姿勢で町政をあずかってきました。私は、基本姿勢の全てが公約だと思っていますので、この小さな町の中で公約というのは、できないことは言うてはならないと思っています」などの答弁をしています。

町長は、大きな思い違いをしております。私は、私を初め町民の多くは町長が新任し、4年間に町民と町発展のために何をしてくれるのかをお聞きしたいのであります。新任期4年間で町長は一体何をやりたいのか、一体何をやる考えなのか、この機会に町民の前に明らかにしていただきたいと思います。

町長は、「今、耐震工事とか文化センターとか出ましたが、私がそんな公約をしてできなかったら大変なことになるので、私はそういう危険性があるからこそ、私は着実に振興計画に載せた事業を遂行していくことが一番正しいと思っています」と答弁しました。

町振興計画に掲載している町公民館、町民体育館の耐震工事、浅中の大規模改修などは公約どころか、もうずっと前からやらなければならなかった事業で、それがいまだに実行されていません。町長は「公約してできなかったら大変なことになる、そういう危険性があるから公約しない」、「公約は振興計画に掲載された事業を遂行していくのが一番正しいと思っている」等の答弁をしています。

また、町長は今任期一度も町政懇談会を行っていないのはなぜかとの私の質問に、「懇談会はやらないなどとは言っていません。ただ、これからどうするかということは、それは後のことです。どうなるかわからないようなことを、私は懇談会をやりますなんていうことは全くとんでもない話になってしまうので、それはまた別の話です。私はそういうことを計画の中に、もしということであれば、できますよということだと思えます」 「公約してできなかったら大変なことになる、そういう危険性があるから公約しない」との答弁や町政懇談会を開くことにさえ逃げ腰、及び腰の町長に期待することなどはとてもできません。

町長、再度お聞きしたいんです。町長は今回の選挙で町民に何を公約するんですか。町振興計画の基本計画、誠実・実行・笑顔などのスローガンやキャッチフレーズではない町長みずからの言葉で、町民に対する明確な公約をお示しいただきたいと思います。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) 6月議会の答弁の内容を今繰り返し朗読したようではありますが、私が答えるべき答えを質問の中で全て織り込んでいただきました。私は、基本に誠実・実行・笑顔、5つの基本方針、それを基本として振興計画の中にも入れていただいて、第5次振興計画が確立されて議会の議決をいただきました。それを忠実に守る、それを実行する、そういうことが私の選挙に対する町民有権者の皆さん方に対する基本姿勢その

ものでありまして、それ以外のものについては極めて細部のものがございます。細部のものはそれなりに今後、その時期、そのときに応じて検討すべき問題であって細かにそれをやらなければならない、そういうものではないと。スローガン、公約、それからキャッチフレーズ、まさに選挙公約そのものだと思っております。

それから座談会の件であります、これ勘違いなされては困ると思っております、あのときの質問の中で言っていたことは全然やっていないだろうという質問であります。実は、私は3期目の就任以来、11月から12月にかけて全町にわたって座談会は行っております。その経過を踏まえて出席人数の少ないことをご報告申し上げます。また、その後も各種の座談会については、座談会に出る担当課においては、いわゆる米、減反、放射線量等々の問題も含め、あるいは滝ノ台等の汚水等の処理の問題も含めきめ細かに担当課が出向いて、その報告指示に従って座談会を開催しておりますので、全く座談会をやっていないというようなことはございません。それをお答えしておきたいと思っております。

それから、3点目であります、公約してできなかったら大変なことになると今申しましたが、私は公約はできるだけやることを、自信を持って町民の皆さん方にすぐその基本姿勢を申し上げたところでありまして、ここで言われた、できなかったら大変なことになるということは、あなたが耐震構造の財政との問題でこれから協議をして、やらないと言っていないから。やるということを前提に財政の裏づけをつくってということで、お金ができればすぐにでもやりたい耐震の問題であり、もう一つは全く違うのは、私は文化センターの建設などということとはただの一度も発言をし、聞いたことも言ったこともございません。あなたが、あなたが文化センターの建設をどうだと言われているから、私はそういう公約はできませんとしたお答えであって、一度も文化センターをつくりませんか、文化センターをつくりましょうとか、あるいは町民の方々からもこういう小さな町の中で、そういう公共施設はいかかなものかというお話もいただいておりますし、石川郡管内は重要な施設についてはお互いに融通し合い、いつでも使えるように各5町村の中で決め事をしてやっておりますので、例えば文化センターであれば玉川の文化センターにいろんな催し物の中で集っておりますし、そういう状況があったので私はできないことは言いませんと、あなたの質問に答えたのみでありまして、及び腰でも逃げ腰でも全くありませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長、これまでの質問の中でも何回か言っているんですが、私の質問と町長の答弁とはかみ合わない、かみ合わないんですね。今の答弁もかみ合っていないです。少なくとも私とそれから多くの町民の皆さんの中で、町長選挙と、それから町会議員選挙等における公約というのは、自分が当選したら町民の皆さんのために、町のために私はこういうことをやりますということをやっぱり何点か具体的に上げるんですよ。だから、そのときに今町長が答弁したように、もしできなかったらどうするんだと、できるかできないかわからないのを、そのことを約束するわけにはいかない、これはちょっと後ろ向き過ぎると思うんですね。

そうじゃなくて、町長自身が私は新しい任期4年間の中で、町民と町のためにこれこれこういうことだけはぜひやりたい、実現したいと、そういったものを公約として明らかにしていただければいいです。そういうものはあるんでしょう。だから、そういうものが何もなくて、ただ流れの中でやるものだけをやっていく、そういうことではちょっと話が違うんだよね。

それから、振興計画ということを大変重視しております。しかし、振興計画の持つ本来の意味、そのものを

町長は勘違いされているのではないかと。振興計画というのは、10年、20年、30年、浅川町の町政の中でどういうものを将来のために計画して、何年間でどういうのを実現していこうか、そういうことを計画し、その計画をより計画的に効率よく実現するために示すものが基本計画ですよ。ですから、基本計画で述べたものは全てやるのではなくて、やれないものもあつたりするんです。また、基本計画に載せていなくても緊急性があるものについてはやったこともあると思うんです。基本計画というものはそういうものであつて、それは町長選挙や何かで私どもが町長、聞かせてくださいと公約を、そのときに利用できる、そういう性質のものではないと思うんです。

ぜひ今度の新しい4年間で町長、言ってください。私は4年間でこういうことをやりたいと。やりたいことあるんでしょう。やりたいことがあるから町長選挙に出て厳しい選挙民の洗礼を受けて、そして再び町政を担う、そういうことなんだと思うんですよ。そういう意欲もある。なければ困るんで、そういう意欲を、そしてその公約によって示してください。

それから、座談会についてであります。町長、座談会は今度の任期4年間で一回もやっていないですよ。何で私、座談会と言っていますかという、これやってもやらなくてもいいと思うんですよ。ただ、座談会でもってやらなければ町民の皆さんから公平に意見を聞くことが難しいのではないですか。常日ごろから、ご自分の周りに集まった支持者の皆さんか何かとはよくお話をするんだと思うんですよ、関係者の皆さんとは。しかし、そういうことではなくて公に座談会を開いて町民の皆さんの、結局、町政のいいところ、そして悪いところ、やってほしいこと、やってほしくないこと、そういうことを町民の皆さんから生の声を聞く。そして、それをみずからの町政執行に生かしていく、このために私は座談会というのは必要なんだと思うんです。

ですから、町長、ぜひ座談会を開いてやってくださいと、こういうお話を6月議会でしたんだと思うんですよ。そうしたら町長は、先ほど私がご紹介したような、ああいう形でほとんど乗り気がないと。もしというのであればという形で、そういうもんじゃないんですよ。むしろ自分がやっている町政について、町民の皆さんはどういうふうに評価しているかということ、むしろみずから聞きたいはずなんですよ。聞かなければ公正公平な町政を執行いくことはかなり難しいと思うんですよ。そういう意味で言っておるわけでございます。

それから、公民館の耐震工事等の話、これも公民館とか体育館の耐震工事というのは、もう10年以上前に設計をやっているんですよ、これはやらなくちゃならなかったんです。それをやらないということで放置しておくということは、非常に危険なことが起きる可能性があるということです。ですから、町政の中には、当然優先順位というものがあつて何からやらなければならないか。町民が望んでもいないことを先にやって、本来やらなければならないことをやらない、これはやっぱりまずいと思うんです。そのことを私は申し上げているのであります。

それから、文化センターについては、私はこの議会の中で二、三回申し上げました、これは提案をいたしました。それで、町長、今文化センターはつくらないんだと、なぜ文化センターをつくるのか、文化センター的な、そういうものをおつくりになつたらいかがですかと。今どき成人式とか公式な、そういう行事をスリッパを履いてパイプ椅子を運んで、そうしてやっているところは本当になくなりましたよと。どこでも段がついたところとか、きちっと固定した座席のあるところでやっておる。石川郡の中でもそういうところが多くなつてきた。そういう意味で、私はもうそろそろ浅川町の公民館も耐震工事大変だし、古くなつてきている。そういう

ことでそろそろ計画してはいかがなんでしょうかと、こういうことを申し上げたんです。

そのことについて、教育長も町長も2回とも私のそうした質問に対して浅川町はやる気はありませんと、こういうことを答弁した。このことについてだって、町民の皆さんはやっぱりがっかりしていると思います。いろんな行事で町民の皆さんはよその他町村に行っているわけですから。そういう中で、浅川町のそうした施設が決して他町村よりすぐれている、他町村並みだと、こういうふうに感じてはいないと思うんです。私が申し上げたのはそういうことでございます。再度ご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 意見がかみ合わない、そのとおりだと思います。考えも生き方も全く違うわけですから、かみ合うわけがないです。かみ合うようにするというのは、私があなたに譲歩しない限りはかみ合わないと思うんです。それは、私にとっては大きな間違いのもとになるということでもありますから、これはかみ合わないのは、一般質問の議論の中でかみ合わないのは当然のことだと思いますから、かみ合うような政策論争でひとつやっつけていきたいというふうに思っております。

それから、座談会の件ですが、改まってまさに、さきに申し上げましたようにやっています、1回はきちっと全町にわたってやっています。やらないという指摘は当たりません。また、その他のいろんな会合で本当に生の声を町民の皆さん方から成人、あるいはご婦人の方々も老人の方々も多くの方々から本当に遠慮なくごつくばらんいろんな意見をいただいておりますので、座談会等々に匹敵するよりもっときめ細かいお話をいただいておりますことも事実でありますし、私は座談会をやらないと言っておりません。いつでも座談会は必要に応じて開催いたします。実は、今晚も米問題で座談会を、いわゆる放射線量の問題で農政課が行うことになっておりますので、その他の意見等についても担当課がきちっとお伺いしておりますし、その報告もいただいております。必要ならば私もいつでも出るよということを申し上げておりますので。座談会をやらないとか、そういうことは言っておりませんので、今後は座談会はいつでもできる状況で臨みたいと思っております。

だから、やる気もないし、乗り気にもならないということではありますが、私は耐震構造はさきに申し上げましたように、これは財政が大きな問題でありますので、これはまさに振興計画に載せているとおおり、やらないではなくて、いつどの時点で財政の、いわゆる裏づけをして行うかということが残されておるものですから、いずれはきちっとこれはやらなければならないと思っております。

あと、文化センターの提案はよろしいと思います。ただ、やるかやらないかの判断はこれまた大きな問題でありますから、いよいよ文化センターをやるぞと始まったときに、全てが賛成でやるならいいんですが、やるたびに問題を提起されて前に進まないような恐ろしいことは、私はよほど熟慮してやらないとできないということですから、今の時点ではやはり私は考えておりません。私は、公約に入れるようなことはできませんということをお願いしているわけでもあります。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長、意見がかみ合わないのは、そちらが、田中議員が合わせればいいんだと、議会というのはそういう場所ではありませんし、一般質問の性格というものはそういうものではないですよ、町長。

この町議会という場で、まず私も議員が町民の皆さん方といろいろお話をしたり、陳情を受けたり、そういうしたことをもとに、町長、この問題はどうかという形でお聞きするわけですよ。それを参考にし

て、そして町政に生かそうかと、こういう話なら私は黙っておりますよ。今、町長が言ったみたいに、かみ合わない、あなたが合わせればいいんだと、町長、町民の話を聞かないということじゃないですか。

そしてあと、文化センター、全てが賛成するなら別だけれどもそうでなければやれない、やるわけにはいかないみたいに話しましたよね。でも、町長はこども園建設のときに町民という、町民の代表のこの議会の中で、用地はあそこを買収しなくてもいいんじゃないかとか、それでは広過ぎるんじゃないかとか、それからこども園も大き過ぎるんじゃないかとか、いろんな議論が出たでしょう。そして、そのことを何一つ町政の中に取り入れなかったでしょう。それはやっぱり町長、詭弁だと思います。そういうふうなことを、話が長くなりますから詰めますけれども。

だから、今回の選挙で町長は何を公約するんですか。何を語って町民に夢と希望を与えるんですか。町政執行する町の代表者として、町民に対して夢と希望を与えるような、そうした政策、そういったものを明らかにすべきじゃないですか、できないんですか。私が申し上げているのはそういうことであります。だから、私の言うことを公約に入れるとか入れないじゃなくて、町長そのものが公約を持たなければならない。それを明らかにしてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 言われるまでもなく、私は私なりの考えで町民の皆さん方に選挙期間、告示以前に申し上げて、告示期間中には堂々と公約を申し上げて、町民の皆さん方の判断をいただきたいと思っております。その中でも極めて重要な問題として、私は今これから訴えようとしているのは、いわゆる子育て支援の問題、高齢者対策の問題、農業対策、農業者対策、工業経営者協会等との話し合いの経過の対策、生活道路の整備、そしてあわせて学校教育の環境の整備、行政区、皆さん方から大変な、区長さんからの要望をいただいておりますので、これらについては日常生活に直結する問題であります。こういう問題をきめ細かに行政としてお手伝いをして、夢のある住みよい町浅川の建設のために全力投球をして頑張りたいと思っております。それから、こども園の話が今出ましたが、私は議会の皆さん方からいろいろ提案がありましたその提案については、極力真剣に、その事業の中に織り込んだことはご承知だろうということをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）物産直売所、山白石漬物加工所、移動販売についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 物産直売所、山白石漬物加工所、移動販売について質問いたします。

この事業について、前6月議会の一般質問で町長は、国の地域再生事業を活用し、少子高齢化による産業の衰退を防ぐため地元産品の販売、農産物の地産地消による地域活性化を図ることが目的ですとの答弁をされました。

また、町はこの事業を進めるため、町と商工会、JAの3者により一般社団法人元気あさかわ夢工房を立ち上げて、直売所、漬物加工所、移動販売車に取り組むと説明しています。しかし、この直売所を立ち上げ、サロンを回って注文をとる、移動販売車の運営と山白石漬物加工所の運営が果たして町民高齢者の交通弱者、買い物弱者が町行政に求める政策と整合するのか、大変疑問であります。

浅川町の物産直売所については、昨年、町長らもかかわっていたこともあるバイパス沿いの直売所菜ちゃん会館が閉鎖したばかりで、聞き及ぶところによると、この直売所の関係者にはいまだ精算が一部済んでいないという話も聞き及びます。今、町に物産直売所をつくることは本当に町民、高齢者が望んでいるのでしょうか。実際には、町に直売所開設を求めている人はほとんどいないと思います。

また、山白石保育所跡での漬物加工所の開設は町民の多くが驚きの目で見えており、何のために、何で国の補助金と町民の税金を使って漬物加工所を開設する必要があるのか、全く理解できません。さらに、サロンで注文をもらって配達するという移動販売車は、完全に所期の目的の足を持たない買い物弱者、高齢者のための政策ではありません。サロンに集まっている高齢者は明らかに買い物弱者ではありません。

この地方創生事業の内容については3月議会審議の際、事業が決まったばかりなので詳しい質問はできずと詳細な説明を受けておりません。それが新年度になり町とJA、商工会の3者で一般社団法人を設立し、今年度は国と町が折半で1,650万円と、来年度は350万円を負担、今の必要不足額は町が全て負担していくとのことで、この3事業とも初めから独立で採算がとれるはずはなく、今後必要になる事業支援は、全て町が際限なく負担し続けることになるのかと思われます。

また、移動販売車が立ち寄る町内に十数カ所あるサロンについて、私たち議員は詳細な説明を受けておりません。1つ、このサロンを運営する目的と内容について詳細をお聞きしたいと思います。

2つ目に、元気あさかわ夢工房については、町が主体的にこの事業を計画しているようですが、今後、町と町長はどのような責任と負担を負うのかお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、10番、角田勝君、（4）地方創生事業の直売所、加工所、移動販売車、各事業の状況と計画、実績などについての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 関連しておりますので、私も質問をいたします。

この問題は、もう私も前にやりましたし、何回か議会の中でも論議になっておりますので簡潔に申し上げたいと思います。

今、田中議員から、特に町が際限なく予算を投入して、もう大変なことになってしまうのではないかと、こういうふうな心配の質問もありました。私も前に質問で言いましたけれども、本当に町が融資を行った直売所が取りやめになる、そういう経過も含めてこの直売所の特に販売、直売所の運営、そしてあわせて加工所、それから移動販売、こういうものは大変やっぱり困難な経営に迫られるであろうと、こういうことが予測されると、どういうふうに対処するのかということでも伺いましたけれども、国の予算、地方創生の事業の予算がついて、町もこういう課題について取り組んでいくと、こういう姿勢は私は誤りではないと思います。ただ、やはり申し上げましたとおり、非常にその運営について困難が予想されるということでもあります。

そこでお伺いしたいと思います。もう既に7月に農産物の加工所、これが7月から始まりました。直売所はもう前から始まったわけでありましてけれども、いよいよ販売車もあれになって本格的にこの3つの事業、元気あさかわ夢工房の大きな仕事が始まっておる現状であります。こういう中で、私は一体そのもの、現状は始まって、特に、直売所はもう以前から始まっておるわけでありまして、なかなか状況が大変だということの中で

も、買い物弱者が便利だということで買い物に来てくれると、こういうふうなことが答弁にありました。と同時に20人を超える農畜産物の販売希望者を募って募集に応じてくれたと、こういうふうなことなんかも含めてありましたけれども、1つは、もう始まっております、あるいは7月から始まった農産物加工所、これを含めてもう一度この現状を、販売車がサロンなどを回りながら買い物弱者のそういう点に当たるんだという移動販売車も含めて、その実績等はどうなっておるのか。数字の面で特にどういう推移になっておるのかということが1つであります。

それから、2つ目には、やはり始まった時点でありますから、本来ならば具体的な計画、こういうものをきちっと積み上げていって目標額なんかも含めてやっていかなければならなかったんでしょうけれども、そういういとまも実際はなかったというような状況で、係の責任ある立場の方にも聞いてきましたけれども、本当に容易ではないというようなことを述べておりましたが、やはり具体的な目標や計画、こういうものをきちんと立てないと何をやるにしても成功はしないと、こういうふうには私は思います。前の時点では、まだ始まったばかりなので具体的にまだきちんとした計画や目標、こういうものも目標の例えば数値、そういうものなんかもこれからだと、具体的にはこれからやるんだというふうなことで答弁がありました。その後、これらについて具体的にどう詰められたのか、どういうふうに数字的にも目標なんかも含めてなっておるのかということであります。

3つ目には、この加工所の運営、これは直売所とか給食に利用したり、あるいは宅配なんかも考えられる、こういうふうなことで話がありました。前回では、もっぱら各地域でやるサロンに立ち寄ってというふうな話でありまして、その域を出ておりませんでした。実際この販売車の活用、運用、こういうものがどういう計画でどういうふうに進められているかということも、この加工所を中心としてどうなるのかということでもあります。

それからもう一つ、失礼しました。この事業によって、私はこの浅川町に特産品づくりをぜひ取り組んでほしいなど。浅川町は薬膳米とか、あるいは花火の里の特産米というようなことが今、米の面で売り出ししております、特産品の一つにということで取り組んでいるわけではありますが。やっぱり岩瀬のキュウリとか、花火の里の米、あるいは花火の里の何々というような農畜産物でも、あるいは私は商店街なんかでも考えていたきたいとは思いますが、この浅川町のお土産がないんですね、ないんですという言い方はないんですけれども、これは花火の里のものなとか、地雷火まんじゅうとか、いろいろそういうものもあるんですけども、やっぱりこの時代に合った、例えばほかの町村から、あるいは都会から、あるいは里帰りした人から帰ってきて手土産に、これは浅川町の取っておきのお土産なんだというような、そういうものもぜひこの事業の中で取り組んでほしいなど、こういうふうには思います。

私は困難がもう目に見えていると、その運営には。でも、やっぱり町が商工会や農協とタイアップしながら立ち上げた法人の元気あさかわ夢工房が、これからのこの目的に沿って買い物弱者のために、あるいは農畜産物を販売する農家のために、そういう消費者のために、町民のためになる、そういう事業として発足したわけでありまして、何としても成功させて、当初は人件費等を考えると非常に困難だと思うんですが、何としても継続させるという、こういう確固たる考えを持ってやっていただきたいと思うのであります。その点も含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 質問を聞かせていただいたんですが、何か質問がごっちゃになっていて、どっちの質問に答えればいいのかなどという思いをいたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 議事進行。今、町長、どっちの質問かわからなくなっていると言っていますけれども、今までのこの議会の進め方でいけば、最初に質問した人に対して答弁をして……

〔「議長」の声あり〕

○8番（田中重忠君） その次に……

○議長（円谷忠吉君） そういうことはありません。

○8番（田中重忠君） そこは勘違いしないでください。

○町長（須藤一夫君） 私が言っているのは違う。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 一般社団法人元気あさかわ夢工房の中には、いわゆる次に出てくる質問の、さきの物産直売所、山白石漬物加工所、移動販売についてと、次の質問の一般社団法人元気あさかわ夢工房と2つがごっちゃになった質問でしたから私はそう申し上げたのです。それは私が聞いただけじゃなくて、みんな聞いていますから、ですからこれを2つにまとめるのかということです。角田議員とごっちゃになっているということをおし上げているのではないんです。中身もそうだったんです、質問の。これは私だけじゃないよね。

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） いや、ちゃんと一つ一つ答えてください。

○議長（円谷忠吉君） 今、答えるから待ってください。

○町長（須藤一夫君） 答えます。

○議長（円谷忠吉君） 議長が指名してから言ってください。今、町長が答弁しているんですから。答弁するんですから。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 今、町長が……

〔「議事進行は指名しなくちゃ」の声あり〕

〔「笹島議員、黙りなさい、あなたは」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 静粛に。議長が指名してから言ってください。

〔「議事進行発言が最優先なんですから、同じ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 同じ発言。

〔「同じ発言じゃないです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） どうぞ、言ってください。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 決して同じではありません。直売所の問題と、それから夢工房の問題は何が違うかという、夢工房という組織をつくり上げた。その組織の内容について聞くのがこの後の問題なんです。ですから、皆さん方、よく内容をわからないで同じだとかどうだとか、そういうこと言わないでください。町長、それだけですから、別々にきちっと……

〔発言する声あり〕

○8番（田中重忠君） 誰の発言許可をもらってやっているんだ。

○議長（円谷忠吉君） 静粛に。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 答えます。確認事項を申しただけであります。それでは答えます。質問者、8番、田中重忠議員に答えます。

初めに、これらの事業資金の見通しですが、年間の経常費用として人件費約500万円、施設維持費等約200万円、合わせて700万円程度見込まれます。これを販売利益で賄うこととなりますが、賄えない場合は町が負担することとなります。負担する額は販売額により異なりますが、できる限り努力をしていただき負担の軽減に努めたいと思っております。

次に、10番、角田議員に関しましては、事務的な内容が多いので担当課長より詳細に説明を、答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

〔「議長、答弁漏れですよ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 何が答弁漏れ。

〔「町長の答弁が私が聞いている質問に対して……」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ちょっと待って。

〔「議長の責任でやりなさい」の声あり〕

〔「議事進行発言なんだから何言っているんだ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私は、1番目に、このサロンを運営する目的と内容について詳細をお聞きしたいということ、第1問で上げているんですよ。第2問では、この町が社団法人を計画しているようですが今後出る不足金や何か、それだから社団法人の責任について町と町長はどのような責任を負うのか。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中君……

○8番（田中重忠君） いや、これを質問しているんだから、これについて答えていないでしょう。

○議長（円谷忠吉君） それは、田中君、元気あさかわのナンバー4のほうに入っているのと違いますか。

○8番（田中重忠君） 議長、議事進行。いや、ここではなっていない……

○議長（円谷忠吉君） 田中君、ちょっと聞いてください。ナンバー2のそれにはサロンに回って、その田中君が言っているような目的のことは書いてありませんよ。そのところには、これナンバー2には。見てください。

○8番（田中重忠君） いや、議長。書いてあっても、ここでこういう質問を上げて質問をしたんですから、ま

ず答えてもらうことが順序じゃないですか。

○議長（円谷忠吉君） いや、だから、それ書いていないでしょう、ここに。

○8番（田中重忠君） いや、書いてあるよ、書いている。このサロンを運営する目的と内容について詳細をお聞きしたいと。

〔「はい、では議事進行いきます」の声あり〕

○8番（田中重忠君） いや、議事進行やっているんだから、まだ。そういうことです。

〔「じゃ、申し上げます」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 議会の議長の指示によって、指図によって動くんですから、一人一人議員が勝手なことをやっていたのでは議事進行になりません。そして、最高責任者は議長なんです。そして、限界が出たら議長が責任をとるんです。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 答えていないんじゃないかと、この後関連がありますから、担当課長から答えますと今申し上げますところなんです。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 10番議員にお答えいたします。

まず、1点目の実績でございます。8月末時点ですけれども直売所のほうの実績ですが、営業日数が123日で来店者数が3,636人、売上額が258万1,000円となっております。1日当たりでは来店者が約30人、売上額が約2万1,000円、客単価については割り返しますと約700円となっております。このほか給食センターへの納入分が5万7,000円、移動販売につきましては5万4,000円の実績でございます。

2点目の今後の計画ですけれども、直売所においては取り扱い品目を多くしたり、移動販売については宅配希望者の取りまとめなどを行う予定で運営したいと思っております。

それから、3点目の加工所のほう、加工品につきましては現在まだ試作の段階であり具体的な商品化はまだ先になる見込みでございます。

4点目の特産品に関してですけれども、必要性は感じておりますので、各方面の方からご意見、提案等をいただきながら種々検討したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 2番目の質問でサロンについてということでしたが、恐らく通告書にあります4番目の質問の中の3番目の事項の中に、サロンの開設及び目的ということが表示されていますので重複するかと思いますが、ここで答弁させていただきたいと思っております。

まず、サロンの担当課は保健福祉課となります。

サロンの開設の目的についてですけれども、これは平成17年度の介護保険法の改正により、新たに高齢者の尊厳を支えるケアの確立という基本理念に基づきまして、一般高齢者を対象に介護予防に必要な知識の普及・啓発や地域との助け合い、生きがいをづくりの場をつくることを目的として開設しております。

具体的な活動につきましては、包括支援センターや介護予防事業支援員、それからサロン運営にかかわるボランティアの方々が地区ごとに計画を立案して運動、音楽の集い、創作活動、調理実習など、さまざまな活動を展開しております。

費用等につきましては、講師の謝礼等、各サロンで年間3回を上限として地域支援事業費である一般介護予防事業費から支出している状況であります。最終的には自立を目標としておりますので、既に自立した自主活動ができているサロンも数カ所あるという現状になっております。以上のような状況です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1つだけ、大変失礼なんです。1つだけ確かに重複しています。ただ、これ重複しているときには議運が開かれているわけだから、そこで調べているはずですから、ここの部分を抹消することも可能だったわけです。この本会議になってから、そういうことをがたがた騒ぐ必要はないと思うんですけれども。

それで、今お聞きしました目的が高齢者の介護予防、それから地域づくり、生きがいくりということによっております。そうすると、今までやっていた、公民館でやっていたいろんな、いわゆる囲碁教室とか将棋教室だとか、音楽関係とか文化関係とか、そういうものに一定の影響が出てくるのではないですか。

それからもう一つ、これは何年ぐらい先まで見通してやっているんですか。これ、今の年代の人たちの時代というのは、あと恐らく四、五年過ぎるとがらっと変わると思うんですね。そうしたことも含めて、もうちょっとしっかりと精査が必要なのではないのかなというふうに思います。

なお、この点については後でまた出てくるので、そっちのほうで詳しくお聞きするようにします。

それで、これは町が主体的にこの事業を計画してやっているわけですが、最終的に今担当課長が説明したその程度の総額、不足額というか、そういったことで済むんでしょうか。恐らく私は済まないと思うんですね。だから、私がお聞きしたのはどの程度を限度額として、町長、町は考えているのかということをお聞きしたわけです。この点について再度ご答弁ください。これ2回目でしたか。2回ですね。

○議長（円谷忠吉君） 2回目です。

○8番（田中重忠君） あと1回ありますね。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） サロンの運営については、全区に大体できて非常に皆さん活発に楽しんでやっていますし、その都度いろんな講師の皆さん方が入って、健康管理なり生活習慣なりをご指導をいただいて和気あいあいとやっております。きょうは中根松サロンが開催されて演奏の皆さんが来て心穏やかにやるような話をけさ電話でいただきました。これイメージを今、保健課長が申し上げましたように、そちらのほうの予算の対応で、最初は太田輪が一番最初自主的に始まったんですが、それがどんどんその後波及していきまして、今、全区にできて、皆さんよく喜んで集っております。私も何カ所かご挨拶にまいりましたが、めいめいが自分でつくった野菜、自分でつくった料理等々を持ち寄って楽しくやっております。

それで感じたことは、これからの政策の中にこれはぜひ声を大にしてやってやらなければならないなど、前の公約等の問題もありますが、私は町も応分の財政的支援をして、もっと元気はつらつにやることによって健

康を維持し、できれば医者にかからない健康増進につながる、そういう集いの場に広げていただければというふうに思っておりますので、私はこれらに対する助成制度の確立を、これから庁内でいろいろ財政課等と担当課と協議をして、皆さん方に喜んでいただけるようにそういうサロンの運営ができるように努力をしてみたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それでは、どうも話がかみ合わないようでありますので、私のほうでもう一度申し上げます。

まず1つは、これは介護予防とか健康増進とか、お年寄りのためとかいろいろ言っておりますが、6月議会で「国の地域再生事業を活用し、少子高齢化による産業の衰退を防ぐため、地元産品の販売、農産物の地産地消による地域活性化を図ることが目的」と言っているんですね。こんな目的、この事業で達成できるわけがありません。

それからもう一つは、このいわゆる事業について、何で国の補助金と町民の税金を使って漬物加工所を開設する。これ勘違いしてもらっています。漬物加工所をつくって6次化商品にするとかなんとかというのは、そこにある一定の産地があつての話なんです。産地も何にもない、めいめいの農家がつくったものを集めて、そして漬物加工所にして、そして商業ベースに上げるなんてことは本来もう無理だと思うんです。

それからもう一つ、足を持たない買い物弱者、高齢者のための政策として移動販売車だという。もともとこの移動販売車というのは交通弱者、足を持たない人、そういう人たちがふえてきているから、そういう人たちのために移動販売を考えるべきではないかというからスタートしたわけなんです。ここのサロンに集まっている人たちは、そういう方々ではほとんどないと思うんですよ。その点がまず違うと思うんです。だから、これは足の持たない買い物弱者、高齢者のための政策というものは本質的には違うと、こういうふうに申し上げておきます。

それから、その採算性、先ほど担当課長のほうから幾ら幾らとかと上がっていましたけれども。これ何年続くんですか、今の状態。恐らく何年もたないと思います。そして、行く先は何かというと、町の金をつぎ込むことになると思うんですね。これは本当に一番最初は、頭で言った高齢化による産業の衰退を防ぐ、地元産品の販売、農産物の地産地消による地域活性化を図ることが目的という、こうした目的に合致しているのかということになると、これは合致していないと思います。このことを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） サロンと移動販売車を一緒にしちゃっているからこういう問題になってくるんですね。サロンはサロンなんです。たまたま移動販売車が通ったときにサロンにも立ち寄って、そしてご利用はいかがですかということなんです。もともと移動販売は買い物弱者、ひとり暮らし等々の皆さん方に情報を提供していただく、あるいは郵便局の配達局員のひとり暮らしに対する監視等の行いをしながら移動販売をすることによって、いわゆる危険な孤独死とか、病人があるかないかということも兼ねた一つの移動販売車でありまして、これは利用される皆さん方のご協力なくしてはできませんが、できるだけ買い物弱者等々の皆さん方にこの移動販売の利用をしていただいて、そして楽しい安心した生活をしていただくということでありますから、サロンとは別の問題でありまして、サロンは長く運営の仕方によっては老人の福祉事業の先端として続くものとい

うふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 数字等も上げて答弁してもらいましたが、3月議会以降に人員も1人ふやしたという話を責任者から聞きました。これはやはり人件費を生み出す、そういうものまで本当に先が厳しいというふうに思います。もちろん、そのようなことで感じているんだと思うんですが、私は所期の目的に合致しないというふうには思っておりません。やっぱり町が考えたこの農畜産物の生産、あるいは商売、あるいは観光、こういうことについてはやはりこれから取り組めば、農業の面でも特産品づくりの面でも大いに役に立つ、活性化につながるというふうに、私はこの事業そのものには感じております。

ただ、問題はやっぱり民間が考えるようなシビアな、そういう運営・販売・運用、こういうものをきちんとやれるかどうかだと私は思うんです。お役人のやる仕事は金が町から出るんだから、町の銀行から出るんだからそんなに心配はないんだというように、そういうことが頭によぎることがあっては私は絶対成功しない。

ですから、私は計画は特産品、こういうものにいろいろ力を注ぐという点で目標をきちんと立てるべきだというふうに思うんです。加工所が7月から稼働を始めるんだというふうにこの前言っていたんですけども、まだ企画の段階で実際は稼働していないような答弁が担当課長からありました。私は加工所、今稼働しなかったら、私はならないと思うんです。

例えば農産物の余ったのと、こう書かれてありますけれども、余ってなくても販売したいというふうな、そういうものの中にはキュウリや、この地方でとれている大根とか白菜とか、こういう誰でもどこの農家でもつくるような、そういう産品が含まれておるわけでありまして。特に、キュウリなんかは長漬けをして冬、正月明けても食べられるような、そういう加工品として、今どこの農家もどこの方々もほとんど、塩はいっぱい使いますけれども、塩は比較的安いので長漬けをして正月に食べるんだというふうなことでやっておるんですね。特にキュウリなんかは、今相当数、私はいろいろ工夫をして長漬けなんかに取り組んで、もう始まったのかなというふうに私は思ったんですが。長漬け一つを見ても、本当につくる人によってうんと味が違うんですね。そして、一番上に今は花が咲いている青いものの茎を上に乗けて、そして漬けるとその古漬けの特有のにおいが消えるとか、いろいろ人によって工夫がされているんです。そういうものも含めてもう稼働もしない、具体的な計画も立っていない、例えば加工所の中ではどういう加工品をつくるのかと。こういうものを何キロぐらい集めて、あの施設の中でできる範囲で、そして貯蔵をしていつごろ、どういうふうに販売するかと、そういうものを持たなかったら、これはもう8番議員が言われるように、もう何年か過ぎたらもう潰れて何もならなかったと、こういうものになってしまうのではないかと私は本当に危惧しているんですよ。

そうではなくて、本当に所期の目的を完遂するという点で、そう言われても若干の町の持ち出しはあるとしてもですよ、続けることができるという、そういうものとしてやはりこの運用をしてもらいたいと、こう思うのではあります。その点、町長も担当課長もどういふふうにかこの厳しさを乗り越えていく、乗り越えてというんですか、継続していく、そういう決心はあるのかどうか。町長はもう大変なのは目に見えているけれども、町はやっぱり負担はしていくと、こういうことを言っているわけですから。特に、担当課長のほうとしては責任は非常に重いと、こう思うのであります。その点いかがでしょうか。もう一度質問させていただきます。

あと、特産品づくりについては担当課長も必要性を感じているということで、ぜひこれが早く実現してほしいと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、その目標をしっかりとしないといけないとだめだということですが、こちらのほうも先ほど答弁したとおり取り扱い品目等を多くするなど、いわゆる漢方資材の特産米とか、そういったものとかをふやしたいような考えでいるというところでございます。

加工所につきましては、先ほど答弁のとおり現在試作品の段階ですけれども、今回は秋野菜ができてから本格的に稼働するようなことと聞いております。やはり商品化で売れるものをつくるとなると、一般的なこの辺のキュウリ、大根、白菜ではなかなか商品化も販売額も厳しいのかなというところも従業員の方から聞いておりますので、特産品というか、そういう特徴のあるものを今後開発して販売につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 非常に私、対応が遅い、それとやっぱり覚悟が足りないと思うんです。というのは、これから特産品というか秋野菜で加工所をやるのでこれからなんだと言うんですけれども、したならば秋野菜の白菜や大根、こういうものが本当に目的の中には余剰農産物というふうになっていますけれども、余剰分プラス余剰だけでは私はだめだと思うんですね。その余ったものを加工してなんていう考え方では、これ売れないですよ。

やっぱり私、台所を少しやっているんですね。例えばキュウリの長漬けでも、私のお嫁さんの実家からもらうキュウリの長漬けは毎年真っ青で、キュウリですよ、真っ青で臭みもないし、味もいいんですね。これは本当にうちでは絶対まねができないんですけれども。私もことし、大きなたるに1つ長漬けをしたんですけれども、何回も何回も水を交換したり手間もかかるんですね。

ですから、ひとつこの浅川町の加工品を直売所で売る、これはもう浅川町でなければ買えないんだというふうな、そういうものを私はつくる意気込みがなければだめですよ。いや、だから、キュウリの例を1つとりましたけれども白菜でもそうです、大根もそうです。品種をどういうふうにして、品種の特性をよく吟味して、そしてみんなでどのぐらい計画的につくるのか、こういうこの面積なんかも含めてやらないと、具体的にやらないと、これは本当に言われるものではないと思うんです。

これからだということではありますが、私はもっとスピードを上げて具体的に、やっぱり課長はそれだけにかかっていられないですから、農業全般、商工の振興、こういうものもあるわけでありますから、関連する特に農協なんかはそれぞれの専門分野があるんですから、そういうところと協議しながらぜひ成功してほしいなと、こう思うんです。

例えばこの浅川町の特産品がさんぎょうまつりや、それから花火の里ロードレースや、さまざまなイベントで直売所のこれは目玉ですよと胸を張って出すことができるように、あるいは直売所が季節に応じて野菜の販

路とか加工品もこれこれこう、ほかに絶対負けないというような、そういうチラシが町民にも届くような、そういうものにやっぱり意欲を持ってやっていただきたいと思うんです。

その点、特に強調しておきたいというふうに思うんでありますが、課長、そして町長も、それを具体的に詰めていってほしいなと思うんでありますが、町長、いかがでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 別の担当者があつて、いろいろ試行錯誤しながら現在行っているわけでありますが、町は営業、商売はできませんので、現在現場で携わっている皆さん方にきょうのお話がよく伝わるように、早急に前向きに本当に進行するようにお願いを申し上げたいと思っています。

ただ、問題は製品、品物をつくることは意図しやすいんですが、売るほうはどうなんだと、そこが問題です。それが伴わないと、つくっても本当の塩漬けになるということでもありますから、この辺のルートをどのように開いていくか、本当に丹精込めた生産者が必要だということもありますんで、これらの3者一体がうまくかみ合わない事業は極めて厳しく難しいという認識でありますので、きょうの意見をよく皆さんに伝えていきたいなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、8番、田中重忠君、(3)宅地造成事業特別会計についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

[8番 田中重忠君起立]

○8番（田中重忠君） 宅地造成事業特別会計について質問いたします。

前6月議会で町長は、「宅造の販売促進については昨年度定住・移住促進住宅を4戸建設し、計画どおり4戸は入居しています。2分譲地は37区画あつたが2区画の活用で実質的な2分譲宅造は35区画となり、2分譲地の販売促進に向けてパンフレットを更新し、各種イベント等で配布を行い進めてまいりたいと考えております」との答弁をしました。町長は宅造地2区画に定住・移住促進住宅4戸を建設し新しい町民が入居したので、未分譲区画37区画が35区画に減つたと説明しています。しかし、須藤町長在任中の12年間では依然として1区画の販売もできなかったことに変わりはありません。

以前からこの議会で指摘しているように、この宅造は価格を実勢価格まで下げなければ絶対に売れるはずはないという議員の声を町長は一度も取り上げていません。町長はこの議会で、「以前のこの宅造事業のときに当時16名いた議員の中でこの事業に反対したのは私だけなんですよ。その他の議員さんたちはみんな賛成したんです。だから、私は責任を感じていません」と答弁しました。しかし、私が平成六、七年当時の議会会議録を全て調査したところ、宅造事業の議案に須藤町長が反対した事実は全くありませんでした。私たち議員に町長が当時16人の議員の中で宅造事業に反対したのは私だけでした。だから、私は責任を感じていませんと答弁したこと、全く事実に反した虚偽答弁であつたことが明らかになりました。

この虚偽答弁について、私は町長に何度も議会で間違いを指摘しましたが、町長は取り消しも謝罪もいまだにしていません。それどころか、ことし3月議会では「私言っておくが、あなたはうそをついていると言っているんだよ。何を根拠にうそなのか。30年も前のこと、何を言ったか、記憶にないとかではない。今、さあどうするんだという、そういう議論をこの貴重な議会の中で議論をして建設的な意見、町づくりが一体どこに向

いて何ができるんだ」と強く反論しています。しかし、前述のとおり須藤町長が議員として16人中ただ一人反対した事実は全くありませんでした。6月議会で町長は、「私が反対した事実は確認できませんでした」と答弁し、1人だけ反対したとの答弁の取り消しも私に対する謝罪もしていません。町長の確認できなかったとの答弁は議会に対する明らかなまやかashiであります。

また、平成30年3月議会で町長は、「特会の解消というのは私が県に申しあげているのは役場庁舎建設基金というのは議会の中で提案された、みんなが認めました。また、私は県に特会会計というのは別の会計、私どもの調達資金の3億円というのは右のポケットから左のポケットに入れかえたただだと。だから、これを返済していただいた。返済をすれば戻るかということですが、県はそれはまかりならないと、そういうことの会計はだめだよということで、現在議会の議決をいただいて実施しているというのがこれが本当の話だ。私は自信を持って申しあげたい。今までの経過の中で間違ったりうそをついたりやったことはありません。あなたが一方的にあなたがうそだと言うんなら、私はあなたに対してもあなたもうそだということをおきたい」との反論を行いました。

町長の言う宅地造成事業特別会計に対し、役場庁舎建設基金から宅造会計に一時流用したことは議会で十分議論の上行われたことです。しかし、現在行われているのは、一般会計から宅造会計へ3億5,600万円を繰り入れ、一方で宅造会計から庁舎建設基金に同額を繰り戻し、宅地造成事業特別会計の他会計からの借入金をゼロにすることです。町長の説明どおり、県は浅川町のこのような会計処理を認めていません。

また、町長は議会にきちんとこのことについて説明もしていませんし、議会も内容をよく理解できていません。町長のやっているこの宅造会計の借入金の解消のための会計処理は、地方自治法や町条例などに反した整合性のとれない絶対にやってはならない会計処理であります。町長の「今までの経過の中で間違ったり、うそをついたりやったことはありません。あなたが一方的にあなたがうそだと言うんなら、私はあなたに対してもあなたもうそだということをおきたい」との反論は、須藤町長が常に用いている口から出任せと詭弁以外の何物でもありません。現職の町長が議会や町民を相手に、事実反した虚偽の説明や答弁を何度も繰り返すことは絶対に許されず、とてもまともな町政などできるはずはありません。町長の見解と事実反した議会答弁の取り消しと謝罪を求めます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 長い演説を聞かせていただきました。それではお答えいたします。

年度を超えた繰りかえ運用解消のため平成28年12月定例会の行政報告のとおり、4年間で実現を目指すということで説明を申し上げているとおりでございます。

また今、うそとか詭弁とか、いろんな話が出ましたが私は全かうそをついておりません。言いかえれば、あなたが今言ったように、あなたがうそをつくことになりますよ。というのは、私は本当に過去の議会で16人中ただ一人、余りにも大き過ぎ早計だよということで議決は反対をいたしました。しかし、それは議会で決まった決議でありますから、私は宅造販売でも何でも陣頭に立って、ピラ配り等もやって販売に努力をしてまいりました。うそ、偽りなどは、詭弁、全くしておりませんので謝罪とか、そんな話はとんでもない話であって私はそういうことに答えるつもりは全くありません。間違いなく正しい答弁をいたしております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番(田中重忠君) 町長、この何年前ですか、当時16人の議員の中で宅造事業に反対したのは私だけだと、町長これ、もう何回も議会ですら私を確認しますよ。この前の議会で見ただけでもありませんでした、町長も確認できませんでしたと。ここで、議会できょう、今、町長が答弁した話、私が質問している話、これ全て議会の会議録にそっくり残っているんですよ。それを職員の皆さんにお願いして調べたら町長がそのとき反対したか賛成したか、はっきりするでしょう。私はこの日反対した、賛成したというのは、今になればさして大きな問題ではない。ただ、そういう反対もしていないのに、私はそのとき反対したんだと、だから私は責任は感じていないと、こういう答弁の仕方が問題だと。さらには、それを指摘した、それは町長、うそじゃないですかと指摘した私に対して、あなたこそそうそをついたと。こういうのは町長、私は詭弁ではないかと言いましたけれども、こういうのを詭弁というんですよ。次から次へいろんな言い方をして話の本質を変えていく。

それから、先ほどこの3億5,600万円ですか、3年間で。その繰りかえについても町長は、この問題については行政報告で議会の了承を得たということですが、これはあのときも私は指摘したんです。これは全員協議会か何かを開いて、今までの宅造会計のやり方と全く違うやり方、そして本来してはならない仕方をした。また、県からだめですよという、そういう指摘も受けている。こういうことをやる時には詳しく説明をして、議会の意見、そしてやるべきでしょうと、こういうことで申し上げた。

ところが、町長が今言ったのは、行政報告でそのことは説明したと。こういうことで3年間で3億5,600万円を一般会計から宅造会計に繰り入れて、宅造会計から一般会計に繰り入れて、そして庁舎建設基金の借金を宅造会計の借金をゼロにする、こういうことでしょう。これはやっぱりやってはいけないことなんですね。これで2回目でしょう、2回目。

○議長(円谷忠吉君) そうです。

○8番(田中重忠君) じゃ、ここで答弁いただきます。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) 私、30年も前のことを振り返って議論したくはないです。ですが、それを出されてきたから私は議論をしているんです。

それでは、私から問います。もし、その事実が出たときは、あなた、どうしますか。謝りますか、取り消しますか、詭弁を撤回しますか。もし出てきたら、あなたはどうしますか。本当にうそをつくということを証明したとき、どうしますか。私が問いたい、そのぐらいのことなんです。私は、反対した事実は鮮明に覚えておりますから、そのことを振り返って調査をして出すという。あなたの調査不足で出なかつただけであって、本当にもとを振り返ってやれば、その問題は出てくると思います。そういうことを申し上げておきたいと思うんです。

○議長(円谷忠吉君) 8番、田中重忠君。

○8番(田中重忠君) 町長は、庁舎の中でそっくり会議録も何も残っていますし、部下の職員の皆さんもいるわけだし、調べる気になればいつでもきちっと調べられます。それで、調べてなかったらどうするのと今言われました。私はなくて、もし私の間違いだったとか、それは私はきちっと謝ります。

申しわけないということが、それがあればです。しかし、今度の場合は、町長は確認できませんでしたと。

あのとき私は、何年何月から何年までの間にこういう事実があったんですかという、そういう聞き方もしています。それ調べたでしょう、実際は。調べたけれどもなかったんでしょう。だから、私はむしろ、町長、これは恥ずべきことだと思いますよ。実際には反対もしていないのに、あたかもそのときに16人の議員のうちの私だけが反対した、だから、今の宅造の売れないことについては、私は責任は感じていないんだと。こういう町議会での答弁は全くひどい話だと思うんですよ。反対した根拠を、私はわざわざその次の議会で、議会の会議録を何時間もかけて見て、町長が反対した事実は全くないなということを確認したから、町長に謝罪を求めたんですよ。

じゃ、翻って聞きます。町長、もし町長が職員の皆さんを使って調べて、それがなかったら私に対してきちんと謝罪していただけるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 謝ったで済むことではないでしょう、物が出たら。私が言っているのはそれなんです。反対した事実が出たときは、私を詭弁、うそ呼ばわりの悪者に仕立てておいてどうするんですかと、私問いかけているんです。本当に出たら謝ったでは済まないです。私は謝ったって、ああそうですかというわけにはいかないでしょう。本会議でここまでやられたら、30年も前にさかのぼった、私が調べたらなかった。じゃ、私はそこまでやるつもりはないと断ったんですよ、30年も過ぎたことだから。じゃ、そこまで言うなら調べますよ。本当に出たらどうしますか。謝ったでは済まないよ。

〔「そのときはそのときです」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） そのときなんて、そんなうそつくな。そんなの詭弁だよ、それこそ。私はこんな不満もあるし、あなたとやりたくない。

○議長（円谷忠吉君） ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順1、8番、田中重忠君、（4）一般社団法人元気あさかわ夢工房についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 一般社団法人元気あさかわ夢工房について質問をいたします。

元気あさかわ夢工房について、これまで町長は私たち議会に対し詳しい説明をしていません。前6月議会の私の質問に、「元気あさかわ夢工房は国の進める地方創生事業のうち地域再生制度を活用し、町の課題の少子高齢化による産業の衰退を防ぐため、地元産品の販売、農産物の地産地消による地域活性化を図ることが目的です。組織は、商工会、農協及び町の各代表3人を理事に社団法人になっています。この目的の手段として、山白石保育所跡を改修し、加工品を製造し、直売所あさマルシェなどで、販売するものです」と答弁しました。

また、「町は主体的にこの事業を計画しており、相応の役割と責任を果たします。初期費用として、国からの1,650万円、うち2分の1が町からの支出、これまで山白石加工所改修費用、移動販売車の軽トラック1台を購入しています」などと答弁をしています。

また、「直売所の目的ですが、浅川町の人口減少等でいろいろな産業が衰退しており、商店等についても高齢者等で空き店舗が目立つようになり、町中心部についても直売所を開き、あわせて山白石の加工所等で作った商品とあわせて、農産物等あるいは地元産物をそこで販売するというものです」。

また、「事業の最終的な責任は、この計画自体は町が計画したものですから、町の財源で、初期投資費用を賄いましたが、将来的には販売収入で自立することが目標に考えていますが、なかなか厳しいものと思い、不足財源については町が、公共性、公益的な事業として相応の責任を果たすと考えています」。

これが、概略に間違いのない説明です。これらの説明を聞いた私たち議員と多くの町民にとって、一般社団法人元気あさかわ夢工房については、よく理解できていません。

以上の点を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

1、地方創生事業、元気あさかわ夢工房で行う事業は、1、物産直売所、2、漬物加工所の運営、3、移動販売車の運行、4、バス試運行ですが、これらの事業は、多くの町民から要望されている、高齢者等の買い物弱者、交通弱者対策を目的とした本来の政策とずれているのではないかと、見解をお聞きいたします。

2、元気あさかわ夢工房に町が投入する町財源の最終限度額は幾らか。また、この事業の最終責任者は誰になるのか。

3、町内十数カ所に開設されたサロンの開設の目的及び設置担当課はどこか。また、サロンの具体的な活動内容とその費用について。

この3については、先ほど1番と重複しておりました。大変失礼をいたしました。皆様方におわびを申し上げます。

ただ、先ほどの1番の説明の中では、ちょっと混乱してしまって、内容がよくわからなかったもので、この3番については再度ご説明をいただきたいと思います。

4つ目に、漬物加工所はいつから開所するのか。労力の確保、使用原料などの詳細についてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の一般社団法人で扱う事業は、直売所、加工所、移動販売であり、特に移動販売については、買い物弱者、交通弱者対策となるものであると認識をいたしております。

2点目の町の負担額は現時点では確定できません。

最終的な責任者は理事となります。

3点目、4点目につきましては、担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 先ほどと、ちょっと同じようなお答えになると思いますが、このサロンにつき

ましては、介護保険法上のいわゆる介護予防の観点から多分出発した事業であると思います。国では、高齢者などが住みなれた地域で尊厳のある、その人らしい自立した生活を営むことができるよう、地域の人々と共有しながら地域づくりをしなさいというような、高尚な目標を掲げておるんですけども、そういった中で、地域では何ができるのかということで、このサロンが立ち上がったということだと思います。

先ほどの質問の中で、多分、公民館事業の文化活動、社会教育分野になると思うんですけども、その辺の兼ね合いのことはどうかということと、いつまで続くのかということだったと思うんですけども、それにつきましては、文化事業とは全く違うもので、介護予防の中で運営していくものだとということと判断しております。

それから、いつまで続くのかということなんですけれども、サロンに集う方々の調整を介護予防支援員が行って行って、今後とも継続していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 4点目につきましてお答えいたします。

加工所の開所予定なんですけれども、現在調整中ですが、白菜、大根等、秋野菜の収穫とあわせて稼働する見込みとなっております。

労力等につきましては、地元の女性の方にご協力をいただくことになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それぞれご答弁いただきました。

それですすね、1番目の、私、高齢者等の買い物弱者、交通弱者対策としての元気あさかわ夢工房、若干、本来の政策とずれているのではないかということでお聞きしたんですが、その点について再度お答えいただきたい。

それから、事業の最終責任者は誰になるのかということで、理事であります、この組織には理事長というのはいなかったのではなかったかなと思うんで、普通のこういう団体、会社、法人とかというのは、長が責任者なんです、理事長はどなたなんでしょうか、この元気あさかわ夢工房の。理事は町長、それからJAの専務、それから商工会長と3人なのはわかりますが、そのほかに一般3人とかってあるんですけど、一般3人は定款には載っていないですね。理事長はどなたなにかご答弁いただきたいと思います。

それから、サロンのことでありますが、サロンの現在の数は何カ所なんでしょうか。

それから、私、何でこのサロンということについて詳しくお聞きしたいということで質問申し上げたかという、最初、サロンの話をこの議会で聞いたときには、背戸谷地の、ある方の自宅を利用して、そこへ皆、食べ物なんか持ち寄って、そしてお茶を飲んだり、好きな将棋やったり、カラオケやったり、そういうことやるんですよというお話を聞いたんですね。ところが、今のサロンの形態は、両町集会センターであったり、中里集会所、各集会所で、それから時間は新聞で出てましたよね、3日、4日のうちに、時間は朝9時半からということで。このような通知は何で出しているんですか。回覧板なんでしょうか。それとも、ここの該当者らしい人に案内を出しているんでしょうか。その辺についてご説明いただきたいと思います。

以上の点について、とりあえずお聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、その高齢者等の買い物弱者、交通弱者対策との考え方ですけれども、移動販売につきましては、今後、宅配等、そういう方の申し込み等を受け付けて、今後、その方に訪問して販売するような形をとりたいと考えておりますので、買い物弱者、交通弱者対策になるものとは認識しております。

2点目、理事長なんです、代表理事としまして3人の理事の方から選出していただいて、町長が代表理事となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 現在のサロンの数はということなんですけれども、現在は17のサロンがございます。

周知とか告知についてということなんですけれども、このサロンというのは、あくまで自主的な活動を主体にしておりまして、そこに集う人たちが勧誘とか周知とかはそのサークルの中で行っている、サロンの中で行っているというのが基本であります。立ち上げについてはいろいろな形態がありまして、自主的に立ち上がったもの、ボランティアの協力のもとで立ち上がったものや、町が介入して呼びかけて立ち上げたものとかさまざまありますけれども、そういった自主的なサロンの集まりですので、その方々が計画的にスケジュールはありますけれども、年間の中で集って、地域の仲間を呼びかけ合ってふやしていくような形になっているのかと思います。

全体に周知したほうがいいんじゃないかということで、最近では新聞のほうにサロンの日程とかを載せて、こういった活動をしていますと、また地域の方々には、どこどこの公民館でこういう活動をしているんでというようなことで、広報したらいいかということで最近、新聞等に掲載しているところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 第1点目の当初の買い物弱者、交通弱者対策としての元気あさかわ夢工房の方向性、目的と若干ずれてきているのではないかということについて町長に見解をお聞きしたいということだったので、見解をお聞かせください。

それから、代表理事は町長ということでわかりました。

それから、サロン、17カ所ですか。大変多いんですね。それで、この中には背戸谷地で個人的に始まったところもカウントされているということでよろしいのでしょうか。

それから、日時、時間等は決まっているんですね。9時半から何時までと。それわかっていれば何時までということをお聞かせください。

それから、この集まりは、かなり計画的で1日に2カ所とかぐらいつつやっているんですね。そうすると、このサロンに保健センターから職員が上がって行って、何か講話は何やっているんですかね、やっていますよね。この辺のところ、ボランティアとそれから自主的なあれでやっているということとの関係で、その町職員が出かけてどうこうというところは、その辺はどうなんでしょうか。今後いろいろやっぱり問題が出てくるの

かなという気がしますので、その点についてお聞きしたいと思います。

以上。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 繰り返しになりますが、特に移動販売につきましては、今後、その先ほど申しましたけれども、サロンの場は現在のところ利用しておりますが、今後はそういう交通弱者による買い物弱者の方への訪問して販売するというような計画でありますので、この辺については当初の目的に合致するものだと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） サロンの中に、背戸谷地地区のサロンも含まれるのかということですが、これは含んでおります。

それから、サロンの年間の計画につきましては、各サロンで代表者の方が1年間の計画を作成した中で包括支援センターのほうで計画書をまとめて日程等は作成しております。

サロンのほうに職員がということなんですけれども、これは包括支援センターの職員ということで、本来、地域支援事業ということで予防介護の中で行っている事業ですので、各講師、運動なんかの講師もいるんですけれども、そういった講師の連絡とか、あと介護予防に関する知識とか、そういった、夏場ですと、熱中症の予防に関してとかということ、ときには包括センターの職員が出向いてサロンに参加しているような状況になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）町の人口減少と適正な財政規模についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町の人口減少と適正な財政規模について質問いたします。

浅川町の人口は、年々減少しています。平成20年から平成30年度までの11年間で、人口は約7,252人から723人減少し、現在、6,529人になっています。この流れでいくと10年後の平成40年には、さらに720人が減少、浅川町の人口は5,809人程度になってしまいます。

この人口減少を防ぐには、主として企業誘致などの対応を考えるべきで、大変重要な問題であります。この人口減少対策を町はどのように考えているのか、私たち町政の一角を担う町議会議員に対しても少しも明らかになっていません。

お聞きします。

1つ、これからどのように町づくりを進めていくのか、町長にその対策をお聞きしたい。特に、企業誘致の取り組みについて。

2、町の財政規模は、年々人口が減少しているにもかかわらず、若干ふえ続けています。浅川町の現在の財政規模と全職員の数は、果たして適切なのかどうかお聞きします。職員数については、正規、嘱託、臨時、その他町政に係る全職員数についてお知らせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。3番はなかったの。

○8番（田中重忠君） あ、ごめんなさい。ちょっと失礼しました。

○議長（円谷忠吉君） いや、後でまた言うから。

○8番（田中重忠君） 議長、ありがとうございます。

3つ目に、町公民館の耐震工事、町民体育館の耐震工事、浅中校舎の大規模改修、屋内町民プールの建設など一向に進まないが、今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、笑顔あふれる、住みよいまち浅川を目指し、第5次振興計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

また、企業誘致に関しましては、今後とも関係機関等と連携し、情報収集などに努めたいと思いますし、また希望ある企業については内容等の条件整備を行ってまいりたいと思っております。

2点目につきましては、平成30年度の予算規模は、当初予算で32億1,200万円です。

全職員数につきましては、正職員73名、臨時職員40名、委託職員32名の合計で145名でございます。

なお、財政規模につきましては、年度によりばらつきはございますが、職員数は適切だと思っております。

3点目につきましては、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

中央公民館及び町民体育館の耐震工事、さらには浅川中学校校舎の大規模改修につきまして、今後も財政担当の総務課と協議をしつつ、補助事業等も模索しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、屋内町民プール建設につきましては、今現在、町の振興計画においては計画しておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それぞれ答弁いただきました。

1番目の企業誘致の問題、これは浅川町はオーダーメイド方式ということで以前からずっと説明されてきましたが、そのオーダーメイド方式に必要な用地の確保が依然としてできておらないのであります。この用地の確保を全力で取り組んでいただけないのかなと、こういうふうに思うんでありますが、その点について。

それから、職員数ですが、正規職員73、嘱託職員32人、臨時40人、合計145名ですか。大変多くなっているなど。以前は、私が一番最後に把握したときの人数は110名ぐらいでした。それから比べると30人以上も全体の職員数がふえている。予算規模が余り大きくない。ということはそんなに仕事の量がふえないということですよ。仕事の量がふえないのに、職員さんの数が多いということについては、これはいかがなものなんでしょうか。これはやっぱり多過ぎるのではないかなと。多過ぎるということは、いわゆる町財政の固定費用が非常に多くなって財政そのものを厳しくする。そういうことなんだと思うんです。この辺についてご答弁をいただきたいと思えます。

それから、町公民館、それから体育館の耐震工事、それから浅中校舎の大規模改修、これについては財政と
いうことを前にも何回か質問しているんです、財政という話をして。しかし、同時に私はこの議会の中で、財
政の問題について質問したいんです。それは毎年2億から3億くらいの財源が繰り越されている。これをやっ
ぱりもうちょっときちっと有効に使って、これらの急いでやらなければならない事業に活用するべきではない
かと、こういうことを申し上げております。あわせて、その辺についてもお聞かせいただきたいと思いま
す。

それから、今回ここで、屋内町民プールのお話をしました。これ、なぜ出したかということ、実は今から8年
ぐらい前ですかね、もっと前ですかね、町長のほうから行政報告かなんかで、町民プールをつくと、経費と
しては1億5,000万円ぐらいで町民プールをつくる、今のプールに屋根をかけて町民プールにするという説明
がありました。ああ、それでいよいよ浅川町の屋根つきのプールができるんだなということで喜んでおりまし
たらば、なぜか、財政的な事情だったそうでありますが、立ち消えになりました。

そういうことで、今回私は町民プールの建設などについてはいかがなんですかということでお聞きしたわけ
です。

以上、この件について答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、その企業誘致への取り組みでございますが、その用地確保についてとい
うことですが、そういう情報収集、関係機関との話が、もし、もしというより、そういう機会があれば、
その機会を逸することなく対応したいとは考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 職員数の関係でございますけれども、先ほど町長申し上げたとおり、正規職員につ
いては73名ということで、条例定数は85名になっていると思います。条例定数よりは12名減になっているとい
うことで、ただ、臨時職員、嘱託職員が数が多いということでございますけれども、現在、小学校では学童保
育、預かり保育も実施しております。また、各学校においては複式支援、また中学校においては学力向上とい
うことで、それぞれ支援員の配置も行っているところでございます。

また、こども園については預かり保育ということで、働くお母さん方の支援という形で子育て支援をしてい
るところでございます。

そういう観点から、若干多くなっているのかなということで思っております。

あと、繰越金の関係でございますけれども、例年2億前後ということでございますけれども、確かにそれく
らいあったと思います。29年度でいきますと、実質収支額が2億4,900万円ほどになります。その前、28年度
が実質収支でいきますと1億9,400万ということで、これらについては翌年度繰り越ししまして、財調の積み
立て等とか、今後のいろんな事業に対応できるような形で計画的に行っているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

屋内の町民プール建設につきましては、私のほうでちょっと把握しなかったものですから、再度、8年前の

ことを確認したいと思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 企業誘致の土地確保の件であります。これは前のときにも話したんですが、前もって結局、土地を予約しておくとか町が押さえておくとか、そういうことがないと企業から話が来てすぐ土地が必要だからオーダーメイド方式でこの用地をつくるというのは、恐らく無理だと思いますね。だから、もしオーダーメイド方式でやるんだったら、前もって用地をやっぱり確保しておく、こういうことが必要ではないかと思うんですが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それで、何年か前に、浅川のゴルフ場の用地を太陽光発電の会社が買い取りまして、今、太陽光発電になっています。ところが、あの用地については、町で1億円で買ってくれるんだらばぜひ町にお譲りしたいと、こういう話もあったという話が最近出てきております。

ですから、そういうふうなそれらの情報というのはどこから出てどこへ来るのかわかりませんが、それらのものにやっぱりしっかりとアンテナを立てて、そしてオーダーメイド方式の工場誘致に、企業誘致に対応できるように、心を用意しておいていただきたいと思います。

それから、職員数、こども園、学童保育とかありますが、それらのものが機能している時点でも110名程度でした。だから、やっぱり30人、40人ふえているということは、ふえ過ぎだと思います。この辺についても再度よく精査をしていただきたいと思います。

それで、繰越っていうんですか、繰越明許、繰越金、これらについては次年度に繰り越される、次年度で事業やれるから結局10億で同じなんだということでありますが、最近そういうパターンが多くなっていますね。しかし、これについては、ぜひ、その年度に立てた事業はその年度に終わるように、よっぽどの事情がない限りは繰越明許にしないで、そして消化していくと、こういうことを心がけていただきたいと思います。そして、それらの繰越明許費と、それからその繰越金と合わせると3億とか3億5,000万とか、かなりの額になっているわけです。ですから、この緊急性のある耐震工事、浅中校舎の大規模改修、これらについては一日も早く実施していただきたい。これについては、皆さん方、振興計画をごらんになっておわかりだと思うんです。今、私が読み上げた3点については、ずっと前からローリング、ローリングで実施されない事業であります。まず、この辺を最優先で実施していただきたい、そのことを申し上げます。

以上、答弁をいただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 用地確保についてですけれども、まず初めに、ゴルフ場等の太陽光発電につきましては、ちょっと私承知しておりませんでした。なお今後とも、情報収集に努めたいと思います。

それから、用地について前もって取得しておいたほうがというところですが、この辺につきましても、税制上の問題とか権利上の問題がありますので、その辺も検討しながら勉強して考えたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 職員数でございますけれども、今、ありましたように、30人、40人ふえているとい

うことをごさいますけれども、その当時よりも預かり保育等の人数は若干ふえているのかなというふうに思っております。

また、今回、こども園のほうでもバスの添乗員も1人ふえております。そういう観点もありますので、今後、精査はしたいと思っております。

また、繰越明許費の関係でございまして、これについては、国・県の事業があります。その内示関係が遅くなるとどうしても繰越明許費にはつなげるのかなということで考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 教育長の答弁と繰り返しになるんですが、今後も、財政担当の総務課と協議をしながら補助事業も模索したいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、10番、角田勝君、（1）学校給食費の全額無料化で子育て支援の充実をはかることの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 学校給食の全額無料化の問題であります。

現在、町は予算として他町村と比べて、2分の1補助ということで頑張っておるわけでありまして。給食費の総額からすると、決算で見て1,713万円あれば全額給食費の負担を無料にすることができるということでありまして。県内では、既に12町村が無料化になっておりまして、ことしもまた新たに無料化や、あるいは2分の1補助というものがどんどんふえているという状況であります。

本当に、学校給食については、私は本当に学校給食でみんな同じものを食べられるというのは、振り返ってみますと、私ら小さいときからの夢でもありましたね。みんなそれぞれよいでないときに、弁当を片手に隠しながら食べたりですね、昼の弁当を食べたりという、そういうことから考えるとこの夢が実現してきたというそういうものなんであります。全国ではいまだに学校給食やっていないところもあるわけでありまして、そういうものもありますが、浅川町が先進的な町村としてぜひこの2分の1助成から全額助成をして、本当に、子育てするなら浅川町でと、そしてそれが、県下、最も、あるいは全国にも、温かい子育て支援強化の町として誇れる、そういう町づくりを進めてほしい。同時にそのことが、若者が浅川町に住み、子育てをする、人口の減を食い止めていく、こういうものに私はつながるのではないのかなというふうに考えますので、全額無料化をぜひ実現してほしいと、こう思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

町においては、ただいま質問のように、平成28年度より半額助成を実施いたしました。全額無料化については、きのう提案されました請願の趣旨等もありますように、今、国・県がどのような動きをするか今後の大きな課題だと思っております。

私、この請願に言われているように、国・県が動き出すということであれば、それと一緒にあわせて進める

ことが大切なという思いでありますので、ここで、はい、そうですかという答えにはなりません、今後、よい方向に検討を積んでいければなと思っておるところであります。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 国が、来年度、消費税の増額ということなんかも俎上にのせながら、学校給食や子供のさまざまな負担を軽減していく、こういうふうな方向を示しています。まだ、決まったわけではありませんけれども。それに私は、そうなればまた予算がその分浮くわけでありまして、それらについてまた前進していくということもできると思うんでありますが、ぜひ国がそのような処置をする前に、この浅川町が、先ほど繰り返しになりますけれども、さまざまな面で若者が定着していく、そういう町づくりの大きな柱としてぜひやっていただきたい。隣の石川町でも町長選挙があって、候補者が全額無料というような公約を打ち出しましたけれども、早晩そういう形にこの近隣もなっていくのだろうというふうに思います。

ぜひ、浅川町がその先進の役割を果たしてほしいなど、町長も新たな決意で町長選挙に再度立候補するわけですから、ぜひそういう姿勢を貫いてほしいと思うんでありますが、その点、もう一度お願いしたいと思います。

以上。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 基本は、子育て支援、あるいはその保護者家庭の経済的支援等々もあるわけですが、ここは請願で言われているとおり、国・県の動きをよく見きわめながらその方向性を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）障害者の雇用をふやすためにも町職員としての採用増をするべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 障害者の雇用の問題は、前回、前々回ですか、議会の中で一般質問が出まして、町は2.73の雇用、法律的にも守っているというようなことを答弁しております。その際、町はどのような基本的な姿勢で臨んでいるのか。1つは、定められた割合は、いわゆるどういう形で2.73という数字になるのか。定数は85ですが、正規は73人ですか、そういうふうな職員と嘱託を合わせれば145人も働いている。こういうふうな状況の中で、国が指し示す、いわゆる障害者の法律に基づいて2.5の定めである公務員の、そういう2.5%ですか、これの数字は何人になるのか、この浅川町では。そして今何人働いているのかということであります。

2番目には、障害者の問題が非常に今クローズアップされております。これは、国がみずから障害者の雇用を、その法律を守らなかったと、全く、雇用の水増しをやって障害者からも国民からも、また公務員の、何と云うんですか、だらしなさというか、みずから守るべき法律も守らない、とんでもない話だという批判が強く出ております。ましてや、障害者の団体などからは、雇用の場がやっぱり奪われたと、もっと国は、口先だけでなく障害を持つ人々にも働く場を確保したり、さまざま職場の充実をするのも当然ではないのかなという怒りの声が沸き起こっております。そういう点で、障害者の認定は何人、浅川町ではいらっしゃるんですか。

それから3番目には、できるだけ多くの障害者の採用をすべきと考えますが、その点はどういうふうに考え

ておりますか。

4番目には、採用をしているということであれば、普通は正式な職員でフルタイムで働いている職員というふうには一般的には考えるわけですが、障害者にとってはさまざまな状況がありますので、その人に見合った働き方、できればやっぱりフルタイムで正常者に準ずる、そういう採用をして働いてもらうというのが私は当然ではないのかなと、こういうふうにするのでありますが、いかがでしょう。

そして、それは4番目に重なりますけれども、やはり正式な形でフルタイムで、そして採用されているのかどうか、その辺も含めて、現在、町役場で働いている障害者の状況等も答弁を願いたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、平成30年度の状況では、法定雇用率は2.5%で、実雇用率は2.59%です。

2点目につきましては、町内の手帳保持者は346名でございます。

3点目につきましては、特に障害者の受験を制限しておりませんので、試験成績により分け隔てなく採用したいと考えております。

4点目につきましては、現在、採用されている正職員はおります。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、最後のくだりというんですか、4番目の、正式な職員として採用しているかたはおりませんという、こういうふうなことだったんですか。最後の語尾がちょっと聞こえなかったものですから。

〔「正職員はいらっしゃいます」の声あり〕

○10番（角田 勝君） そこで、お伺いしたいんですが、現在は、法律にのっとってもきちんとなっているんだということで、そうすると人数的には3人になるんですか。この法律のあれからすればですね。

そして、フルタイムで働いている人もいます。あとはパート的な臨時的なそういう職員なんかもおるといことになるわけでありませんか。その辺もお伺いしたいと思います。

それで、国は毎年のように雇用の割合をふやしてきているんですね、パーセント。国がみずからそれを守っていなかったんだから、全くとんでもないですけども、そういう状況の中で浅川町もどういうことで、ちょっとその前後関係私聞き漏らしたんですが、この2.8というパーセントはどのような割合で出てくるんですか。例えば、正式な職員73人ですから、その2.8というふうな、そういうものの割り出し方なのか、あるいは臨時も含めた百四十何人の、先ほどの質問でもありましたけれども、145人、そういうものの2.5ということになるのか、これ現在は2.5%になっているんですよね。地方公務員も地方自治、行政もそういうふうな数字になっておりますので、その辺の割り出し方、あるいは雇用の状況、もっと詳しく教えていただきたい、答弁していただきたいというふうに思います。と同時に、先ほどもちょっと言いましたけれども、障害者にとって、さまざまな障害があっても、いろいろな採用の状況があっても私はいいんだと思うんです。その障害者の方に見合ったそういう働き方、こういうものも十分検討して、私はぜひこの浅川町でも障害者手帳を持っている346人、こういう中からぜひ法定の倍ぐらいの増員をしてほしいなど、こういうふうにするんですが、以上の点も答弁願います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 何人いるのかということでございますけれども、人数は確かにおります。ただ、普通障害、特別障害ということで、議員さんご存じだと思いますけれども、その程度の重い、低いによって換算率が変わってきます。それらを先ほど町長が申し上げたとおり、法定雇用率は現在、30年度からは2.5%に変わりました。29年度までは2.3%でした。それが平成30年度からは2.5%に変わって、特別障害と普通障害、それらの換算率がありますので、それらを計算した結果、実雇用率が2.59ということで、0.09ことしについては上回ったということでございます。

あと、採用の関係でございましたけれども、これらについては、先ほど町長の答弁にあったとおり、障害者の受験については特別制限はしていないということで、それも成績により分け隔てなく採用するというようなことでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっとこれ答弁漏れなんですけれども、やっぱり、いわゆる普通の障害の方、特別障害の方、こういう換算率なんかも含めてわかりやすく説明願いたい。だから、浅川町では例えばそういう割合等の計数をはじけば2.5%は越えているというふうなことはわかりました。しかしその内容はどうかというふうに、わかりやすくご説明をいただきたいと同時に、町長どうでしょうか、ぜひ、障害に合ったそういう仕事ということになると思いますけれども、例えば、普通障害の方では専門的な難しいものではなくて、一定の仕事であれば普通の人と同じようにパソコンを操作したり仕事をすることができる、そういう状況が今生まれてきています。とときに、私は複数の障害者の方から、私どもの赤旗20号を見て、やっぱり浅川町でも、ぜひ、こういうことはないと思うけれども、もっとふやしてほしい、私も働きたいなというような声が寄せられました。私は、そういう声に応えて、町も障害者に本当に温かい手を差し伸べて、そして、明るい町づくりをしていくと、こういうものにつないでほしいと、こう思うわけではありますがお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 大変失礼しました。

先ほどの質問の中で、フルタイム、パートという話がございました。これにつきましては、先ほど町長が4番目で答弁したとおり、現在採用されている正職員はいるということで、フルタイムの職員もおります。また、臨時の方もいらっしゃるということで、個人に特定される可能性もありますので、プライバシーの観点から人数については答弁を控えさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）山白石、里白石小学校の統合後の施設利用の対策はどのように進められているのですかの質問を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この問題も引き続きお伺いしているわけでありまして、簡潔に申し上げたいと思います。

1つは、庁内での課長以上による検討会が既に発足して、検討しているというようなことで答弁にありまし

た。これの内容、姿勢、こういうことについてお伺いします。

2番目に、全職員による文書での意見などはどのようなもので検討されましたかということでもあります。

どういうものが出て、どういう形で、その中でどういうふうなものを、これからどういうふうにしたたたき台とするのか等についてもお伺いしたい。

3番目には、地元との十分な協議をしていくというのは町長の姿勢であります。この地元との協議というのは、いわゆるたたき台や先ほどの例や、さまざまな状況を調査した上でなされなければならないのではないかと。あるいは、その前に全く白紙で地元の人たち、どういうふうに考えますかというふうな問いかけをするのか、その辺のこともお伺いします。

それから4番目には、全町民への問いかけ、提案をしていただきたいとか、あるいは考え方を寄せてくださいとか、あるいは、何というんですか、ホームページやさまざまなパソコンなどを使いながら、全国的に公募する、その条件などについては検討委員会で検討をして、できるだけ金は余りかからないような形で、しかも全国的に公募できるような、そういうものやっていくという考えはないのかどうか。

5番目には、全町的な検討委員会はいつどのように立ち上げるのか。どういう日程を組んでおるのか、具体的な取り組みをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、検討委員会での検討内容につきましては、近隣町村の状況も収集し、活用の検討を行っているところでございます。

2点目につきましては、私は就任以来、毎年テーマを指定し職員に思いのレポートをお願いしておりますが、今年度については趣向を変えて、跡地利用についての提言を全職員の皆さん方をお願いいたしました。中には夢、希望、あるいは思い、現実的にいろんな角度から本人が思い思い、実現可能でなくても、こうあるべきだという提言をお願いいたしましたところ、職員対私の親身にかかわる問題でありますから公表はいたしておりませんが、やがて検討委員会が正式に動き始めた時点では、職員の皆さん方のよい提言を開示、名前を伏せて提示し、ご検討をいただき参考にさせていただければ、職員の皆さん方の意見も生きるのかなという思いがあります。極めて立派なものもありますので、ぜひ検討委員会が立ち上がった時点でお示しをいただき、していきたいと思っておりますが、どこまでも信義に反することのないようお願いをしていくつもりでございます。

3点目につきましては、検討が進んで、利用の方向が決まったとか利用したい企業等があれば、地域の皆様と協議したいと考えておりますが、基本的には検討委員会のたたき台ができた段階で、地域の皆さん方、関係者の皆さん方に再度新たな検討委員会、協議会をつくって皆さん方と密に協議をしていただき、決める方向で精力的に相談を申し上げてまいりたいと思っております。

4点目につきましては、文部科学省の廃校プロジェクト等の活用も考えており、これらの提言も職員からも出されておりますので、さまざまな観点を踏まえて町民の皆さんから提案等も検討したいと思います。

5点目については、今後の検討課題として、構成や時期は、現時点ではまだ廃校にはなっておりませんので、

明示することは困難だと思います。

いずれにせよ、跡地の2校の廃校利用はお互いに両校の置かれている立地条件が変わっております。一様にそちらとこちらが一緒というような条件環境下にはございませんので、この辺の難しさを含めながら、当然、議会の皆さん方のご意見、あるいはご提言等々みんなでいただいて、できるだけよい方向、あとは残されたときは後年にわたって町が大きな財政負担を課せられることのないような、懸命な、やはり跡地廃校利用が極めて重要と思いいこの機運に沿って、今後、検討委員会の皆さんにご検討いただきたい、今は思っているところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町を挙げての検討委員会はまだ立ち上がっていない、これからだというふうなことで、それをできた段階で、この職員との審議の上に立って、職員のさまざまな立派な提案なんかも含めて検討をしていく、そしてたたき台をつくっていく。そしてまた、地元との協議会を、そのたたき台ができたときに、さらに進めていきたいと、こういうふうな答弁でありました。

私は、まだ廃校が実際にはなされていないわけではありますが、現段階で、もう検討委員会をきちんと立ち上げて、そして、空き家というんですかね、もうあいてしまわなくなるというような、そういう状況をつくらない、そしてしかも地元のためにも町の活性化のためにも役立つ、そういう施設として活用するためには、私はすぐにでもこの検討委員会を立ち上げて、具体化をしていく必要があるんだろうと思います。

公募とか、その他、ホームページでの全国的なそういう公募なんかについても、今後の課題だというふうなことであります。しかし、ぜひこれらのことも、町民からも出されております。私は早きに失するという事はないと思います。遅きに失するという事は必ず私は出てくる。浅川町では2つ一緒に廃校になると、統合になるということですから、私は、町長が言うように、置かれている状況が違う、そういうことも十分加味しながら、いち早く検討をしていく必要があるのではないのかなと、こういうふうに思うのでありますが、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） まず最初に、庁舎内で組織された検討委員会なんでもございますけれども、現在2回ほど開催いたしました。

1回目は、役員の構成等を検討いたしまして、2回目につきましては、両小学校の土地の権利関係や面積、そういうもの、あるいは建物の現状、そういうもの等を、実態ですね、皆さんに周知して、資料を配ってこういう実態になっているんだということを皆さんにお知らせしました。

さらには、先ほど町長の答弁でもありましたように、他町村での活用事例、あるいは文部省での廃校プロジェクトですか、こういうもの内容等を含めまして、検討委員会としては、町民を含めた検討委員会については現時点ではまだ早いんじゃないかというような話になっておりまして、私たちの委員会だけじゃなくて、その下に、下といいますか、作業部会、ワーキンググループ等も設置して、そういう中で多くの職員の意見を聞いて、そういうものを反映してから活用方法について町民の皆様にお知らせできるものは、あるいは協力していただけるものについては進んでいったらどうかというようなところで、実は、町長、私、提言は私が見るものであって誰にも公表しないというようなことで答弁あったかと思いますがけれども、見せてもらえないですか

ねと内々には話したんですけども、それは今のところはちょっとだけですけども、名前は決して出さないでこういうのがあるというくらいは検討してみたいというようなことで、そういうものも含めながら、とりあえずは庁内の検討委員会で検討していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。

庁内の検討委員会の長は副町長ということですか。

はい、わかりました。

2回ほど検討したということですが、今、いろいろ庁議の中での検討をして、実態を調査をしたりして、その準備段階だということ聞きまして、あ、なるほどそのとおりだなというふうに思うと同時に、庁内でプランを固めてしまつては私はないと思うんです。やっぱりそこには議題もありまして、私どもも2日ばかりで研修視察したわけでありまして、そういうこの議会等の研修視察の状況なんか踏まえながら、いろいろ議会とも検討をする。そして、あるいは町民の開かれたものとして町民に、職員になされたようなそういうことも私はやってもいいのではないかなと。あるいは、公募も私は検討課題だと思うんです。ですから、私はそういうものを考えますと、スピーディーに日程を決めて、何月までは何をやる、ここからここはこうやるというふうなことを決めないと、いざ統合が決まって実際にということになって、何年も何の利用もしないというようなことになってしまうように、私はそのところにきちっと考えを寄せてそのスケジュールというんですか日程というんですか、そういうものを立てるべきであろうと思うんですが、その辺のことについてはどうでしょうか。

それと同時に、私ども議会で調査したことについては、これは町の議長からも町長や副町長には報告があったのかなとは思っていますが、やはり、何か所か見た中では、宿泊施設に利用しているというところで成功して町に利益を出して町にやっているんだというようなところもありました。あるいは、町の職員2人をその給料等待遇は市で見て、近隣の方々の20人の上の協力者の協議会をつくってもらって、食事や宿泊したときの世話やさまざまなことをやって、地元やっぱり雇用の場をつくったり地元の農産物を利用したり、そういう活性化のために役に立っているんだと、こういうふうな施設もありまして、私はやはり浅川町に宿泊施設がないと、泊るところがない町ということですが、ぜひとも、一部を利用して宿泊施設のある、そういう地元を活性化していく、あるいは町のさまざまなイベントやさまざまなものにも利用できるような、そういうものは私は、議会の視察の中で感じました。

とりわけ、浅川町では野田村との交流での宿泊、あるいは花火の里ロードレース、あるいは各種のスポーツ大会でも、泊るところがないんだから遠くのほうまでは案内できないというような担当者の若い者の声も聞きましたけれども、そういうさまざまな利用にもできるような、そしてまた、町長が言われるように、今年度にわたって町がその負担に耐えないようなそういう施設をつくってはならないというのは、これは私も同感ですね。ですから、その辺、十分加味しながら検討していただきたいと思うのであります。

その、日程的には、一体どういう日程を組んでおるのか、それから、せつかく町の何十人もの職員からその意見を、ことしに限って、跡地利用に絞って意見を出してもらったと、考えを出してもらったということであ

りますので、町長が言われるような極めて……

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。簡潔にお願いします。

○10番（角田 勝君） はい。極めてよい提案などもあるということですが、それらについてもその町長が感じられるそういうよい提案というんですか意見というんですか、そういうものなんかも、もちろん匿名ですけれども、どういうものがあつたのかもご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 前段のほうでございますけれども、日程、今後の計画というようなことでございますけれども、やはり日程はある程度は必要なんだろうとも思いますけれども、初めに日程ありきでは最終的に絵に描いた餅になってしまうおそれもありますので、その辺については十分検討していきたいと。現在のところはいつまでに、どのようにするというようなことにはまだ明示する段階に至っておりません。

それから、先ほど町長が最初に答弁しましたように、利用の方向性がある程度固まるとか、利用したい方がもし町に対して申し入れがあつたとか、そういうことがあれば、その地域の皆さんと協力し、さらには公募しながら、そういうのも皆さんの意見を聞いたりするのは必要なことになってくるんじゃないかなと思っております。

それから、職員の提言については、先ほど町長が答弁したとおりだと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問順2、10番、角田勝君、（5）町内巡回バスは早急に見直し、町民がもっと利用しやすいものにすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。町内の巡回バスのことであります。これも何回か議会で論議になりました。8月5日のコダマ新聞には詳しく乗客の数やさまざまなことについて報道しまして、この新聞を見て、町民からいろいろな声が寄せられました。そういうものに基づきながらより使いやすい、そういう巡回バス、あるいは巡回の車、こういうものが見直されることを願って質問いたします。

ご存じのように巡回バスはこの町内を消防団の6コースに分けて見直して6コースでやっております。非常に乗客数が、利用者が少ないというのが今の段階であるわけでありまして。例えば6月末の合計で56人にとまり、1台のバス平均利用者は0.58人と、96万円をかけて56人を運んだという、そういう数字上の状況であります。

そういうものを見た町民からも、このままではもったいないのではないかと。もっと利用しやすいように見直すべきだろうという声、そして、もっともっと練り上げてきちんとしたものにする、あるいは巡回バスそのもののありよう、そういうものを十分再検討する必要があるのではないかと。各町村のやり方もいろいろありますが今年度いっぱい、3月までこの状況でやっていくというのは余りにももったいない、そういう状況ではないのかと、こういう声も寄せられまして、私も考えてみますと、これはやっぱり根本的に見直してやる必要があるというふうな観点でお伺いしたいと思います。

1つは、試運行の中での要望や工夫などを取り入れて見直しをしているのですかと。これは前回いろいろもって見直しをして試運行なので、来年に向けて見直しをしていくと、こういうふうな答弁に基づくものであります。

それから2つ目には、この状況はそんなにやっぱり、変わっていかないのではないのかと。この乗車の、利用者の状況。こういうやり方であれば。ですから、このやり方を根本的にやっぱり変えていく。町長の答弁の中にも、小さいバスの運行なんか、小さい車の利用ですかね、そういうことなんかやっぱり考える必要があるのかなというふうな答弁もありました。ただ、試運行なので、来年に向けて見直しをしていきたいというふうな答弁であります。

総じて町民も思い、私も思うんですけれども、このまま3月までやっぱり試運行するのはもったいないと。もったいないというか、やっぱり金が大事。町の予算がかかるわけでありますから利用率の面から見てももったいないということになるんだと思います。その辺の根本的な見方を真剣に検討し、見直しする、あるいは状況によっては方法を変えろとか、いろいろ検討が必要だろうと。そしてそれも来年の3月まではもうこのままやっていくんだということではなくて、その見直しをすぐにでもやるということが必要ではないのかなと、こう思うのでありますがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、巡回バスの試運行につきましては、平成29年から実施し、要望を取り入れ、帰りの時間の間隔を短くしたり、コースの変更を行ってきたところでございます。

2点目については今年度で試運行が終了することから、今までの状況を検討し、平成31年度の運行についてさらに検討をしていきたいと考えておりますが、ただいまご指摘のように、担当課と早急にどうあるべきかの検討を指示をいたしているところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、町長としては、町としては、この年度はこのような形でずっと見直しをしないでやっていくんだと。見直しをしないというよりも、例えば、前に町長も、例えばワゴン車の小さいものの運行とか、あるいは停留所ですか、そういうものあるいは利用者の門口まで迎えに行くとか、予約をしてそこのうちまで行くとか、いろいろ提案したそういう段階なんかも含めて検討したいと。そして、停留所にも原則的には、停留所じゃない、自由に乗りおろできる、手を挙げればとまる、乗れるというようなものではない、これは、やっぱり利用者等のことを考えれば、危険であるということもあると思うんですけれども、そういう利用なんかも含めて検討をしていきたいという、そういう答弁も前回あったわけですが、こうい

う細かな見直し等についてもやらないでことしはこのままいくという、そういうことなんですか。それは余りにも町民から見ても、私ももったいないと、こういうふうに思うんでありますが、その点はどうなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ご指摘はよくわかりますが、いわゆる試運行ということでスタートします。私が考えているのは、やはり、車の返納、免許証の返納とあわせていわゆる足のない皆さん方のいわゆる診療とか買い物とかあるいは公的に利用するための町に出てくるとか、きめ細かい利用の方法を親切にどうすれば皆さん方が本当に利便性を考えてその行動できるようなお手伝いをできるのかということで、この運行事業を始めたわけですが、意外とこちらが考えている期待とは全く別な方法で、いわゆる考えていることの、利用客がないといいますか、利用しないといいますか、それなら困ったなということで、じゃ、どうあるべきか。今質問に言われているように、3月どころじゃないです。どうすればいいか。どうやればいいのか。いろんなきめ細かい方法があるんだと思うんです。ただ、原点はそのお客さんを拾って歩くということは本末転倒であります。このバスがここからここまで走るよというその時間に合わせて利用するようなやっぱり利用の方法も、利用者も、自分のスケジュールに合わせた利用の方法を考えていかなければならないですが、そこまでまだいいということがありますので、もう少し試運転が始まって方向も変えましたが、まだまだこれではだめなんだと思います。だからそういうことをよく検討を加えて、3月末にどうなるかを少し詳細にいろいろな角度から検討しようと思っているんですね。

ただ、最近、私にこういう声があります。やめろと。極論です。やめろと。何やっているんだと。無駄だと。全くやめろと。そしてやるならばタクシー券のようないわゆる利用券の提供のほうがはるかに、経済効果といいますか利用効果があるのではないかと、こういう強烈な声もあります。何でやっているんだという声もあります。こういう声も両方取り入れて、どうあるべきか。せっかく試行運転で始まったばかりでありますので、ここでやめろと言われて、はいそうですかと言うわけにもまいりませんので、計画をもう一度練り直して、担当者大変ですが、きめ細かいコースなり利用の方法を考えていただいて、早急に改善をしていきたいなと思っております。

それでも空気を運んで料金払うわけにいきませんから、そのときには言われているような方法も決断せざるを得ない状況が来るのかなど。だからそうならないようにどう努力すべきかなというのが今課せられている課題でありますので、この課題解決に向かって担当者、皆さんと協議をして町民の皆さん方に理解されて利用されてよかったなという結果になるように努力をしてまいりたいなというふうに思っているところであります。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の考えていることはわかりました。町長も言われるように、もうやめろと、こういう強い声もあったということですが、やっぱり当事者として試運行の中で、じゃ、やめますなんていうことはこれは本当に町の立場としても私は言えないし、それはいろいろ矛盾はあるけれども、そういうふうに思います。しかしその後の見直しで、この運行、この30年の運行のあれを出してからその後は細かい、そういう町長も考えているようなことについての細かい見直しは一切ないんですか。短い期間であります、5、6、7、8、もう4カ月。だからそういう状況の中でもう町長が言うように、言葉を変えれば根本的に見

直さなくてはならない、そういう時期ではあろうと思うんです。来年3月までやっぱりこれから半年、特にこの冬のこう、時期、こういう運行をこのままやっても私は利用者がふえるというそういう見通しにはならないというふうに考えるんですが、この年度までやるということではなくて、年度の途中であるけれども、見直しをすると、根本的にどうしたらいいかということをやっていくと、そういう中で運行するというのであればどういう細かい点をまた見直すかと、こういうのもぜひ敏速に見直しの議論をして、庁内で検討していただきたいと、こう思うのでありますがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） この問題は、ここで指摘されるまでもなく、実績は掌握しています。ですから日々こういうことでは困ったなど、いわば、考えていた以上に利用者が少ないというような極めて異例な状態だと思っているんです。本当はもっと用事があるものというように思っているんですが、それが全く利用者がこういう、現実の状況。ですから、これからどうするんだじゃなくて、既にこの現況を捉えてどうあるべきかを検討することは既に試験済みでありますので、3月末までこのままそっくり引っ張っていくなんていうことではないということをさきに申し上げたとおりでございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）鮫川への県道、関東精工入り口下の排水路補修を県で行うよう要請してくださいの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 議長朗読したとおりであります。

この東大畑字再見形地区というのは、県道からのニッセイのほうに向かう道路ですね、あそこの道路の窪というんですか、山や田畑のあの辺の排水路であります。これは、もう一つは県道の排水があな地域の、この水路に流しているんです。この水路はそもそも東大畑の基盤整備で圃場整備のときにつくった排水路なんです。

長さは約80メートルでU字溝は50の60という非常に大きな排水路です。それが、見てもらうとわかりますが、土圧というんですかね、いわゆる県道ののりの下にあるものですから、県道の土圧によってゆがんだり壊れたり曲がったりしているんです。

このままいくと、再見形の排水が滞って、被害を拡大すると、こういうことにつながりますので、ぜひこれは県道の排水も兼ねているわけでありまして。ただつくったのは東大畑の圃場整備事業、こういうことのちょっと複雑なそういうことなんですけれども、要は、私どもから考えますと、つくるときにはそういう土圧、一定程度土地改良が特別な設定をしてやったわけでありまして、予想外の土圧、県道の土圧によってどんどん壊れてきている。県道側だけですだからね、もちろん。こういうものは原因は、県道のほうだと。しかも県道も排水していると、こういうふうな結論になりましたので、ぜひ現地を調査して、一つには、地元の土木事務所なんかと協議をしながらぜひ県にこの工事を県が施工するように強く要請をしていただきたいということでありまして。

その協議について、これは2番もそれと関連して同じことです。

私どもも地元としてこれらの経過等も踏まえて町も一緒になって要請もしたいし、県であれば県のほうにも行きたいし、そういう考えでありますので、ぜひお願いしたいと。

それは、地元でやるとなればこれ、恐らく1,000万ぐらいかかる工事になるんじゃないかというふうに思うんです。そうすると、とてもとても負担はし切れませんし、町もその4割を補助するなんていうことになったら大変なことだと思うんです。そういうことも踏まえて、ぜひお願いしたいと、こういうわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

過日、県の担当者を現地に案内し、状況を説明をいたしました。その際、県において対応していただきたい旨要請したところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 何でも早いほうがいいというわけじゃないんですけども、ぜひ、こういうゲリラ豪雨なんかでこう、この前集中的に降ったときに、私ら特にゴンドというんですけども、そういうものがずつと出てきて、片側のいわゆる草側は大きなのりでその上に再見形地区の三斗蔦と私ら言いますけれども、県道の下の田んぼの用水路が上にあるんです。下のほうにね。高いのりの上に。片方は排水。ですからぜひ早く工事を施工するように強くお願いしたいと思うんです。そうでないと、そののりが潰れて用水路までいってしまうという、そういう危険をはらんでいます。なお、担当課長はごらんになったかと思うんですが、一般質問通告しておきましたので、担当課長からもぜひその辺の状況を見て感じたことや町長が言われるように要請したいという、要請するということでありますから、日程などを詰めて、私どもも全面的にもちろん協力もするし、同行もしますし、要請もします。その辺、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 先ほど町長の答弁のとおり、過日、8月末でございますが、県の担当者の方、現地に案内してその状況等を見ていただきました。

ご質問のように、当該水路は圃場整備でつくられたもので、その後、歩道等が整備されてちょっと、恐らくですけども、少しこう、水路のほうに歩道整備の際にちょっと近くなってしまって、当初設計のときは通常の排水路の構造だったんでしょうけれども、荷重がちょっと弱いタイプの土地改良施設のような水路だったのでこのような状況になったのかなとは思われます。

ご質問のように県の県道との排水も兼ねてはいますので、その辺を強調しながら引き続き要請をしたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 強くお願いしたいんですけども、その係官が来て現地見て、そして、見通しというんですか、ニュアンスというんですかね、どういうふうなことを相手は言っていましたか。私らの立場としては、先ほど町長質問で言ったように、そういう経過があって、県道の排水路も兼ねているということはわかっているものですから、これ、来てみてね。3カ所ぐらい県道の排水溝、県道の排水そのもののそこも壊れちゃったんですよ。途中からね。1カ所だったかな、細いU字溝がやっぱり、土圧でこう、押されちゃってね。だからあのままにしておく県道だから、それこそ大型でも何でも、特にいわきからのガソリンのタンクローリーなんかどんどん通るんですから、土圧が増えてゲリラ豪雨なんかもありまして、大変な何ていうんですか、

災害になる可能性も強いんですね。ぜひとも一日も早くと思うんですけども、その感触はいかがでしたか。その辺ちょっと伺います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 感触ということですが、当時来ていただいた方は当然浅川町担当の職員でしたので、所内に持ち帰ってということにはなっております。まだ現在のところ正式な回答というか、その要請に対しての回答はいただいていないところですが、引き続き要請したいとは思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、9番、上野信直君、（1）小・中学校の体育館や特別教室などの暑さ対策はどうなっているのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） ことしの夏は過去に例がないほどの酷暑になり、全国的には40度を超える地域が幾つもありました。浅川町でも猛暑日が続き、防災無線が連日熱中症予防を呼びかける事態となりました。このような暑さはことしだけにとどまらないとも言われており、小学校、中学校の子供たちはしっかり学習や運動に励める環境にあるのかどうか、心配する声も聞かれています。

そこで3点伺います。

1点目です。

各学校に設置されたエアコンは適切に活用されているのでしょうか。せっかく設置しても電気代などを心配して十分活用されないのでは困ります。エアコン作動の基準はどうなっているのか伺いたと思います。

2点目です。

普通教室にはエアコンが全て導入されていると思いますが、音楽室など特別教室への設置状況はどうなっているのでしょうか。浅中と来年度から統合学校となる浅小について伺います。

3点目です。

ことしのような暑さでは、屋外で体育の授業はできず、体育館で行ったことがあったのではないかと思います。ところがニュースでは、体育館が暑いため子供たちは教室にいながら放送で全校集会を行った学校があると報じられました。

そこで浅中及び浅小の体育館の暑さ対策はどうなっているのか伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

学校施設関係でございますので、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、猛暑の夏に対応すべく、エアコンの作動の基準は、多少の誤差はありますが、25度となっております。なお、25度にならなくとも、体感温度で暑かったり不快に感じるときは作動し、適切に対応をしております。

また、エアコン作動の基準につきましては、文部科学省告示、学校衛生基準に基づいております。

2点目につきましては、両校ともに特別教室全てに設置されております。

3点目につきましては、年間行事計画の見直しにより、猛暑が予想される時期の行事を精選し行っております。また、体育館において活動する場合は、適宜水分補給を行ったり、扇風機の使用など、熱中症予防に努めているのと同時に、中学校におきましては気温が35度近くなった場合、体育活動を中止いたしました。

なお、気温に応じて部活動の活動場所を工夫するなど対応しておるところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目、2点目についてはわかりました。安心しました。

3点目です。

体育館での行事については精選をし、体育館を利用した授業等においては水分補給とかあるいは扇風機を活用したりしてやっている、場合によっては授業の中止などもしたということであります。

こうしてみると、各学校ともに教室の部分の暑さ対策は十分になされているけれども、体育館の暑さ対策というのは不十分なんじゃないかなというふうな感じを持ちます。体育の授業もこれは授業ですから、重要なわけでありまして、教室の授業と変わらないぐらい重要なわけでありまして、そこでやはり中止にせざるを得ないような日が出てくるといのは、これはやはり欠けているものがあるんじゃないかというふうに思います。

それでこの体育館の暑さ対策をきちんと設備としてこれから考えていくべきだろうというふうに思うんですね。扇風機の活用という、何か、ことしぐらい暑くなると扇風機を回しても余り効果がないような気がするんですね。ですからやはり、冷房装置の導入等もこれからは考えていかなければならないんだろうなというふうに思うんですね。当面としては、中学校の大規模改修が振興計画は上がっておりますから、その際にもぜひそういうものも検討していただきたい。それから、小学校についてもやはりその点を留意をして、検討していただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えします。

体育館の環境につきましてはまさにおっしゃるとおりなんですけど、まずとりあえず大型扇風機などの設置を、とりあえずまず、考えているところでございます。

あとは、次のエアコンの設置につきましては、これはこれからのいろいろと進め方は検討していかなければならないかと考えてはおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 教育長のお考えはわかりました。

次代を担う子供たちの健やかな成長のためにも、町、お金を出すほうの町長のお考え、やはり、体育館の現状は今後やはりいろいろ問題で、これは何とかしなければならないというふうな認識をお持ちなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私、学校教育の設備等については今提言されたように、大きい小さいはありますが、万全を整えて最高の環境で子供たちを育てたいと思っていますので、努力します。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（２）想定外の自然災害が相次いでおり、町防災計画の具体化や避難計画の見直しをの質問を許します。

９番、上野信直君。

〔９番 上野信直君起立〕

○９番（上野信直君） 局所的な豪雨や強風、地震など、百年に一度と言われるような自然災害がたびたび起こるようになってきました。

町では平成26年３月に修正した浅川町地域防災計画を作成し、水害などの一般災害対策、巨大地震の震災対策、原発事故などの事故対策についてかなり詳しい方針を示しています。課題は、実際に浅川町を巻き込む大災害が起きたときに現実に対応できるまでにこの計画の具体化を早く進めることだと考えます。

その例として３つだけ挙げて質問をします。

１つ目です。

町防災計画では、自力では避難が難しい避難行動要支援者の名簿を作成するとし、その名簿に基づいた避難支援プラン個別計画、つまり誰がその人を支援に行くのか、そういう計画の策定に努めるものとしております。

そこで、避難行動要支援者の名簿の作成状況と、個別計画の策定状況を伺いたいと思います。

２つ目です。

町では平成26年３月に防災計画とあわせて洪水土砂災害ハザードマップをつくり、全戸に配布いたしました。しかしこれは、洪水の川を越えた先に避難所があったり、土砂崩れで孤立しそうな場所に避難所があったりと不都合が指摘されてまいりました。実際に災害が発生したらこれでは町民は救えません。なるべく早く見直しをして、新たなハザードマップを全戸に配布すべきではないでしょうか、伺います。

３つ目です。

以前にも指摘しましたが、地域防災計画の中の原子力対策計画では、東京電力福島第一原発事故の教訓から、国・県・事業者などの協力のもと、原子力災害発生想定訓練を行うとしています。今回の北海道地震では、泊原発が外部電源喪失という危険な事態になりました。再稼働に向かっている新潟柏崎刈羽原発もあります。未経験の廃炉作業に取りかかる福島第一原発で何が起こるかわかりません。

以前質問した際の答弁は、国や県が行う訓練に参加したいというものでありました。しかし、原発事故が終わったことにしたい国とそれにいま一つはっきりしない県が進んで訓練をやるとは思えません。町は、訓練の実施を国・県・事業者に求めていくべきではないでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

１点目につきましては、避難行動要支援者名簿及び個別計画については作成済みであり、平成30年５月１日現在での名簿登載者は要介護者、身体障害者等延べ128名となっております。また、個別登載者それぞれに対しての個別避難支援プランを作成しており、関係機関である警察署及び消防署及び社会福祉協議会などに送付しているところでございます。

2点目につきましては、福島県で今年度基準水位の見直しに着手することになっております。ハザードマップにつきましては、県での見直し後に進めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、県と協議しながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですが、つくっていくということで安心しました。他の自治体の状況を聞きますと、やはり自分で避難できない人を誰が迎えに行き避難所まで送るかというその具体的なところまでがなかなかつくれないと。これは要避難者も流動的ですし、援助に行く人も流動的でありますから、なかなか日常的に名簿を更新しないとならないというそういう難しさもあって進まないという状況があるようですが、浅川町ではそういうところは万全を期して常に更新して対応できるようになっていると、こういうことですね。確認をしたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、私が指摘をしたハザードマップの問題点については、執行のほうでも十分理解はされているんだろうというふうに思います。例えば里白石に近い染地区の方々はある川側の橋を渡って里白石の避難所に避難すると、こういう計画になっております。それから、大草地区の方々も、両方が土砂崩れになった間にある避難所に避難することになっている。これは極めて現実的ではないので、そういう点をよくよく検討して、新たなプランをつくっていただきたいというふうに思います。

3点目は、県との協議をしながらということですが、県と協議をする前に、まず町のほうから持ちかけていただきたいというふうに思うんですね。必要なわけですから、これぜひやってもらいたいということをお願いしたいということになります。

総じて、町の防災計画、大変立派な、大変分量のあるものでありますけれども、それを全て具体化して、いざというときのためにすぐに活用できるようにするためには、かなりの労力が必要だろうというふうに思います。改めてこの機会に現状を見直しをして必要な手当てを行い、いつ災害が起きても町民を助けられる、そういうものにしていただきたいというふうに思いますが、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1点目の避難行動要支援者の名簿に伴う個別計画ということですが、個別計画では、その身体状況、それから最寄り一番近い避難所、それから担当すべき担当者、第1次連絡者ということになりますが、そういった形で個々の個票と一緒に管理をしております。これは一応3カ月に一度見直しをかけて、変更があったときには各関係機関のほうに送付して、個別計画なので細かにどこまで計画すればいいのかという問題はありますけれども、できる限り連絡体制、第1次連絡者の連絡の形態とか非常時の連絡使って、その方だけでは無理な場合に2次連絡体制とかという形をとっておりますので、そういった形での個票の作成はできておるとなっております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 2点目のハザードマップの件でございますけれども、先ほど町長の答弁にあったとおり、平成30年度で阿武隈川、社川、それらの基準水位の見直しに県のほうでは着手したところでございます。それによりまして、31年度になろうかと思っておりますけれども、県のほうの水防計画ができます。それらを反映し

ながら作成していきたいというふうに考えております。

また、3点目にありました原子力災害関係でございますけれども、これらについては県のほうとも十分協議しながら話のほうしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）重度心身障害者の医療費助成は医療機関の窓口支払い不要の方式に変更の質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 重度心身障害者については、保険診療の範囲内での医療費の自己負担金及び食事療養費の半額を町が助成することになっております。この助成は、いわゆる償還払い方式で、本人は医療費を一旦医療機関で支払って、その領収書などを役場に持ってきて償還の手続きをして後で口座に振り込まれるというそういう流れで、手元にお金がないと医療が受けられないということにもなりかねない方式であります。

ところが同じように、町が医療費の助成をしている子供の医療費助成では、本人は医療機関の窓口で医療費を支払う必要はなく、医療機関が町に医療費を請求する形になっています。

一時払いの負担がないこの仕組みは、現物給付方式と言われますが、重度心身障害者の医療費助成もこの現物給付方式になるようにすべきではないでしょうか、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

重度心身障害者の医療費の自己負担及び食事療養費の助成につきましては、現在は償還払い方式という費用負担の全額を一旦支払い、その後、町に請求をしていただき支給を受ける制度となっております。現物給付方式に変更する場合は、各医療機関、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等との契約が必要となります。対象とする医療機関の範囲や医療費助成給付券の発行、受給者数の問題などがあり、今後の検討事項と考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、思い出すのは、子供の医療費の助成で町がつくった。社会保険の人たちのものがやはり償還払い方式だったんですよ、しばらく。それを国保の人たちと同じように医療機関の窓口で一切払わない現物給付方式にしてくれということ、繰り返しこの議会で取り上げまして、役場の担当課のほうでは大いに苦勞されたと思うんですけども、副町長なんかもその苦勞した方の一人だというふうに思うんですけども、医療機関、医師会、いろんなところに話しに行ってもらって、そして大いに汗をかいてもらってやっと実現したという経過があります。

私は、その子供の医療費の社保の部分でそういうことをやって、これ実現したわけですから、同じようなことを重度心身障害者の方についてもやっていただきたい。せっかくそういう助成が必要だろうということで助成制度をつくりながら、それが実際にはお金がないと、手持ちのお金がないとなかなか医者にかかれなくて、その助成の支払い方法のあり方によって、そういう現実が生じてしまうというのは、これは本来の目的からするとちょっと残念な事態なので、ぜひ、現物給付方式に取り組んでいただきたいというふうに思うんです。

確かに受診者数の問題あるいはかかる医療機関の問題、いろいろあるんでしょうけれども、それをクリアしてやっていただきたい。

町で単独でやったら大変だということであれば、ぜひ県に働きかけていただきたい。全県的にもうほとんどの市町村が償還払い方式なんです。これは県が音頭をとって、県の医師会とかいろんな団体を通じて県のほうでやってもらえれば苦労しないですぐできる。ですから、県にも強く働きかけをしていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） この重度心身障害者のいわゆる現物給付方式なんですけれども、これ、何度か過去にも議会のほうで取り沙汰されたというふうに伺っております。今まで実現してこなかったのはどうしてかということなんですけれども、私なりにちょっと理由を考えてみたんですけれども、先ほど言いましたように医療機関との契約が必要になります。これは、かかる被保険者がどの医療機関にかかるかわからないので、できれば広範囲に全部の医療機関と契約を結ぶ形になりそうですけれども、なかなかこれも難しい点はあるかと思ひまして、そういった医師会とか、あとは広域的な連携を図る必要があるのではないかとということが考えられました。

それから2点目ですが、入院のときの食事療養費については、町単独で2分の1にしているということみたいなんですけれども、実はこの2分の1の、要するに半分の医療費を請求するというのは、最終的に町に来てからその作業をするらしくて、結局医療機関ではかかった医療費そのものを請求金額に上げてくるということなのでその辺の処理の難しいところもあるのかなというふうに考えます。

それからもう一点につきましては、今は先ほどおっしゃいましたように乳幼児子供医療については現物給付になっていますけれども、これも地区を限定してまして、須賀川から東白、白河、岩瀬のいわゆる県南の南側に限定されているということで、非常に限定されているものがあるというんですけれども、これ、大量にデータを扱って、結局お金を自分で支払うことなく各関係機関を通じてその医療の支払いをするということなので、恐らく診療報酬の点検とか、それから有資格の確認とか、そういったものに対してのやっぱりチェック機能が働くようにシステム化されているということがありまして、ある程度今後も重度医療に関してもそうであればシステム化的なものも必要なかなという、そういった点が考えられました。

今後、事務引き継ぎの中にもこの件につきましては懸案事項ということになっておりますので、引き続き、一番いいのは広域化、それでやっぱり都市部の、福島市とか郡山市というのはその市だけで完結する契約みたいです。つまり、郡山市であれば郡山市の医療機関に全部お願いをしているということで、そこで完結すると。福島市でも同じです。ところが、小さい市町村になりますと、重度心身医療の障害者がかかる医療機関が都市部になるということで、郡山とか福島との契約が必要ということになると、非常に広域的な連携が必要になるということで、今後、県並びにほかの大きな市町村との連携を含めて検討事項とさせていただきたいと思ひますが、そういうことです。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町で単独でやるのは容易でないと。まず、保健課長も何で懸案事項が進まないのかなというのを考えたということはこれは大変すばらしいことだというふうに思うんですね。ぜひ行政執行に当たっ

ては常々そういう姿勢で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

お聞きをすると、町単独でいろいろと取り組むのは容易でないということのようでもありますので、これ、ぜひ県を巻き込んだ一括して、食事代の2分の1補助は町単独なんですか、でも医療費のほうはほとんど全市町村がやっていることだというふうに思いますので、各市町村に共通する課題でありますから、県に要請して県のほうで一括して実現を図るために力を尽くしてもらえるように働きかけをしていただきたいと思います。そのためには、石川管内の町村会でもいろいろ話をしていただいて、まとまって県に要請するというのもやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 毎年、医療関係機関との打ち合わせ事項とか、会議等もございまして、そういう中でも県を中心とした形で進められるような形の要望をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）公共施設とともに児童・生徒の通学路の危険なブロック塀調査と対策の質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） ことしの7月11日、大阪北部地震の際に学校のブロック塀が倒壊し、登校中だった小学4年の児童が亡くなるという痛ましい事故が起きました。大きな地震を経験した我々としては、決してよそ事ではありません。同様な事故が起きないように対策に取り組むべきであります。

以下、2点質問します。

1点目です。

公共施設に危険なブロック塀があるかどうか調査は行ったのでしょうか。調査の結果、危険なところがあるとすれば対策はどうするのか伺います。

2点目です。

児童・生徒の通学路にある個人のブロック塀で危険な箇所の調査は行っているのでしょうか。個人の危険なブロック塀の撤去には国の防災安全交付金が活用できると言われておりますが、危険箇所の存在が確認された場合、町としてはどのような対応をするのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、公共施設のブロック塀については、旧浅川町保育所に設置してありますが、同施設については今年度中に取り壊す予定となっております。

なお、教育委員会関係の施設、通学路につきましては教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えします。

学校教育施設及び社会教育施設ともに、担当と調査をいたしました。建築基準法施行令の判定基準に適合しないようなブロック塀は見受けられませんでした。

続いて2点目につきましては、各小・中学校ともに調査を行っており、通学路の調査と危険箇所の確認を行

い、危険性の感じられる事物からできる限り距離を置いて歩く趣旨の指導や危険個所の周知徹底及び安全な歩行や迂回する指導も行っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目はわかりました。危険といえば危険なのは旧浅川保育所の塀だけれども、それは取り壊すから大丈夫だという話でしたね。

2点目ですけれども、各小・中学校で通学路のブロック塀の確認は行っていると。確認はされているんだと思います。指導としては離れて歩くようにということのようではありますが、そういう離れて歩くようにというのと、離れて歩くと今度交通事故の心配もありますので、やはり抜本的にそういう危険なブロック塀は除去してもらい、なるべく除去してもらい、こういう働きかけをする必要があるんだろうと思います。

国もこの事故を契機として改めて都道府県宛てに事務連絡を出しております。民間のブロック塀の、危険なブロック塀の撤去については、国の防災安全交付金、これの活用が可能ですよということを通知しております。つまり、浅川町がそういうブロック塀の除去について補助事業をつくれれば、それに上乗せをする形で国も国のこの交付金を活用していいですよという、そういう仕組みになっているんですね。そのことは町としても当然把握をされているんだろうというふうに思うんですけれども、福島市ではそれを活用して、まだはっきりと決まったわけでありませんが、ブロック塀の除去に1メートル当たり5,000円、最大で10万円の補助を出すような仕組みをつくる計画であります。そういうような補助事業を浅川町でもつくって、それで危険なブロック塀の除去に取り組むべきではないかというふうに思います。その後、ブロック塀が撤去された後は生垣設置の補助も国の交付金で利用できますので、一体のものとしてそういう補助制度を町としてつくれば、何もわざわざ歩道から離れて歩かなくてもいいような環境になるのではないかなというふうに思うんですけれども、その考えを伺いたいと思います。

それから、もし把握をされているのであれば、町内の小・中学校の通学路で危険なブロック塀の箇所というのは何カ所ぐらいあるのか、もし今わかればお答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） ブロック塀の補助の関係でございますが、防災安全対策交付金の中で、多分私のほうでまだ把握はしていませんでしたけれども、そういう関係の補助というのはいろんな形で国交省のほうから出されているかなと思いますので、一度研究しながら調査等も行っていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

各小・中学校に通学路に危険と思われるブロック塀の調査を出したところ、今現在5カ所程度は把握しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今現在5カ所程度というお話でありました。これが学校統合が来年度からなされれば通学バスが走るわけですから歩かなくてもいい区間というのができて、もっと減る可能性はあるのかなというふうに思いますけれども、いずれにしろ、大した数ではありません。ですから早急にこういう補助制度を町で整備をして、危険なブロック塀が通学路になくなるように、通学路からなくなるように、ぜひ真剣な検討をお願いしたいと思います。最後に町長の考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 大阪の事故以来、わかるように町内でも既に個人は取り払って、ブロック塀を取り払って、そして違うフェンスをつけたという現実にあるわけですね。これ、ブロック塀が古いからかもしれませんが、いわゆる、5段までは何とか安全だと。7段になればだめだというようななどこかの指示かわかりませんがそういうことを言われたんで、うちのやつは7段だったために取り壊しましたという方もあります。現実にはきれいになっています。そういうものを含めて、どうしてもやはり自分の力だけでは撤去もできないし、当然ブロック塀ある後には何らかのフェンスをつくらなければならないと、二重の経費がかかるわけですから、今言われたように、よく補助金の対応を調査して、そしてその補助金が対応できるようにお助けといいますか、政策的にできるということであれば、ぜひこれから検討を加えて進めてまいりたいなというように思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）高齢者の運転免許返納促進のためのタクシー券は商品券との選択制にしてはの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 今年度から高齢者の運転免許返納を促進するため、タクシー券の支給事業が始まりました。今までこういう制度が全くありませんでしたので、本格的な評価は今後になるとしても、免許返納者が増加していると聞いております。

さてこの制度ですが、免許返納を考えているという町民の方からご意見が寄せられております。

それは、自分が免許を返納しても家族が乗せてくれるのでタクシー券は要らない。できれば商品券にしてもらえないかというものでありました。もっともなことを教えられたご意見でありました。

そこで、タクシー券が必要な方にはタクシー券、タクシー券が不要な方には商品券を選択できるように制度の改定を検討すべきではないでしょうか、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

浅川町運転免許証返納者タクシー料金助成事業実施要項で、免許証を返納したことによる不便と交通事故、不慮の災害等を守るために高齢者の身の安全の危険から守るという、あわせてを目的としてタクシー助成を行ったところであります。月ごとに返納者がふえてきております。ただ、選択制については、やはり、免許返納という一つの大きな目的がございますので、私はタクシーを利用しないから違うことでくださいということが果たして皆さんに受け入れていただけるかというとなかなか難しい選択だと思っておりますので、現在はそこまでは考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私も最初は町長と同じような認識だったんですよ。免許証を返納して、出歩く手段がなくなってしまった人のためにタクシー券を交付するんだと。基本は、もう高齢者で自分も車の運転をするのが危険だと自覚をしながらもやはり買い物なんかは生活する上ではどうしても欠かせないという方が、自分でも危険だと思いつつ乗っているという方もいらっしゃると思うんですね。そういう人を救済する制度なんだというのが基本にあったと思う。でも、考えてみれば、そういう人たちが運転をしないように運転免許の返納を促進するという観点からすれば、中には家族が何人もいて用があったらいつでもじいちゃん乗せてくれるよと、こういう方だっているはずなんですよ。そういう方は別にタクシー券はやりませんよというふうに制限はしていませんよ。家族で乗せてくれる人がある場合にはタクシー券を交付しないというふうにはなっていないはずで、要項には。そういう方に対しても支給の対象にしております。でも、そういう方にとってはタクシー券は必要ないんです。それにかわるものをお願いしたいと、こういうご意見なんですね。

これも聞いてみればやはりもっとな話だと思います。ですからこれはよく検討していただきたいというふうに思うんですよ。町長の言っていることもよくわかりますが、支給対象者を今後タクシーを利用しないと出歩けないような人なんていうふうに限定していない以上、家族が乗せてくれる方も対象になっているという現実を踏まえれば、そういう方々にも喜ばれるような制度にぜひしていただきたい。ぜひこれは検討していただきたいというふうに思うんですけれども、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 考え方によっては全くだなという思いもしますね。でも二者択一なんです、それならみんな商品券にしちゃったらいんじゃないかと。これはタクシー利用じゃなくても、金額的には同じですから。じゃ、タクシーに乗らないで、返納者にはみんな商品券でやって、その商品券がタクシー代に使えるか使えないかということに反対の発想になるとそういうことにもなるのかなというふうに思うんですね。だから、タクシー会社がじゃ、タクシー券ではないんだけれども、商品券だから、これ、私のお買い物よというタクシー券として2,000円なら2,000円出す。これはその商品券は商店に行っても使えると。タクシー会社がどう受けとめるか。タクシー券ということになれば商店でのお買い物はできませんから、むしろそういうややこしい、そっちとこっちと分けるならばもう免許返納という確固たる証明があるわけですから、じゃ、あなたには商品券として車に乗るときはこれ使って乗ってください。買い物しちゃったらあとはタクシーには使っちゃったら乗れませんから、そういうことも二者択一とか、少し検討をさせていただきたいと思います。そういうことです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）崩れかかって危険な旧浅川座は、国の補助事業などを使って何とかできないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 以前にも朽廃して屋根のトタンが飛ぶなど、危険な状況にあると対策を質問しました横町にある旧浅川座の建物についてであります。

現在は、朽廃が一層進み、屋根の中央部分が大きく崩落してしまいました。雨が降れば建物内部に直接降り

注いでいる状況であります。吹き飛んだと思われる屋根のトタンなどが多数建物のそばに集められております。素人目には今後は加速度的に崩壊していくだろうと映る状況であります。

付近の住民や通行人の安全を守るためにも、国の補助事業などがあればそれらを活用して撤去するなど、何とかすべきではないでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

これ、地域の皆さんからも再三にわたっていろんな苦情等、要望等が出されておるわけですが、私ども町単独としてはどうにもならないということではありますが、お答えをいたします。

旧浅川座につきましては、定期的に巡回等を行い、現状は掌握しております。国の補助事業の件は、地域住宅計画に基づき、家屋の所有者に撤去費用の補助を行っている市町村に対し、その半額を国が補填する制度はありますが、町ではこの危険家屋に対しての補助制度を実施しておりません。いずれにいたしましても、危険家屋の撤去につきましては、所有者が行うべきものであります。今年度につきましては、現況の写真を同封し取り壊していただきたい旨の文書を2度郵送しており、今後とも所有者に対して対応されるよう連絡を行いたいと思っております。

現在がこの制度をどうするかの問題に検討を加えなければならない、そういうこともあるのかなというのが現況であります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私も大変難しい問題だろうなというふうには思っただけなんですけれども、今の答弁には、危険家屋の撤去に国が補助する制度があると。それは地方自治体が補助制度をつくっていれば国もそれにお金を出して解体を促進するような制度と。こういう制度があるとはということなんです。

浅川町でその補助制度をつくっていない、この理由な何か特にあるんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 補助金の問題でございますが、補助金事業は現在、公営住宅の改修事業を実施しているものと同じ、あとは福祉の住宅改修の補助と同じように議員さんおっしゃったように、町から補助を出す場合のその2分の1を国が補填するという補助制度がございます。それにつきましては平成27年度から平成29年度までの3カ年の計画ということで交付金事業が行われましたが、平成30年度からは新たな事業として空き家対策総合支援事業という事業にかわっております。

対象地域については、空き家等対策計画に定められた空き家等に関する対策の対象地区、2番目に空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、または地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画または都市再生整備計画に定められた区域ということで、福島県内の浅川町を含む57市町村につきましては2つ目の福島県における地域住宅計画に位置づけされております。補助金をつくらうと思えばつくれる状態になっているということかなというふうに理解しております。

このうち、平成29年6月1日現在、前回の補助事業の対象期間ですけれども、南会津地方6町村が空き家対策計画と条例、補助要項等を整備し、住民に対して補助金を交付しております。中通り浜通り地方の市町村においてはまだ行われていないというのが現状となっております。

状況からすると、南会津地方のように過疎化が進んで町全体に空き家がどんどんふえてきて、そういう補助金の要項等を整備し、町全体の空き家の状況を改善していくということで、町全体の空き家の増加、老朽化が本当に過疎の中で進行しているという地域の中で補助制度を南会津の市町村が実施しているのかなというふうに思われます。

今回の交付金についても、補助の留意事項として、一定金額以上を単年度の事業として町で取り組むところに対して補助金を出しますよという制限があるように、ちょっと思われます。というのは、1,000万円以上を単年度の事業として町で計画している市町村に対して国から補助を出すということですので、南会津のように一定程度大きな規模として町全体として除却を行うとかというそういう事業に対して国が補填をしていくというふうに全体的にはシフトされてきているのかなというふうに感じます。

南会津の例ですけれども、補助に対しては、危険な空き家に対して取り壊し費用の一部ということで、工事費の2分の1から、実を言えば2分の1から3分の2、補助の上限にあっては30万円から100万円ほどとなっています。新しい制度の中でその補助取り組むのかというのはまだちょっと調査していませんけれども、前年の段階ではそういうふうな補助の制度となっています。

制度が変わって大規模に町として除却に対して取り組みをするということから考えると、なかなか、現在の補助制度を該当させていくというのはなかなか難しい状態なので、やるとすれば町が単独として補助を出すというふうな方法になるかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町長申し上げたとおり、建物の所有者か所有者の委任を受けた者でなければ除却ができないという状況ですので、今のところは所有者に連絡をとりながら、状況について連絡をしていく、そういう状況となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そういう補助事業を活用して何とかできないかということももっともよく検討していただきたいというふうに思います。

私のほうも今初めてそういう制度があるというふうに聞きましたので、少し勉強させていただきたいというふうに思います。

いつかまた同じような質問をするかもしれません。よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）県道社田・浅川線の浅小北東側カーブ部分の路面排水対策を県に求めよの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 懸案でありました背戸谷地内から荒町にかけての県道社田・浅川線の歩道拡幅を中心とした道路改良工事が完成を見ました。子供たちの通学の安全性が高まったことは喜ばしく、県や町を初め、関係者のご尽力とご協力に感謝を申し上げたいと思います。

ただ残念ながら、件名にあります浅川小学校の北東側にあるカーブの部分、こちらから行くと踏切を渡って浅小の裏側を通って右に曲がります、あの右に曲がる場所の部分です。特にこのカーブの外側部分で道路改

良工事後も雨が降るたびに大きな水たまりができています。

工事後、水たまり解消の意味で縁石の脇に浅い溝を掘る応急措置がなされましたが、ほとんど効果はなく、現状は雨が降ると2つの大きな水たまりができております。

このままでは冬期間は凍って、カーブを曲がる車がスリップし、事故が起きるのではないかと近所の人も通る人も心配をしております。

通学の子供を巻き込んだ事故などは絶対に起こさないためにもカーブ外側部分に側溝を新たにつくるなど、抜本対策を県に強く求めるべきではないでしょうか、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

ご質問の箇所につきましては、昨年東側方向の側溝まで縁石の脇に溝を切って対応されております。施工当時、一定程度の効果はあったと思われませんが、溝の目詰まり等もあり、雨水がとどまってしまう状況にあると考えられます。現在、早急な対応について県に依頼をしておりますが、抜本的対策については通学路合同点検等で関係機関等の意見を伺い、対応を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確かに溝を切ってもらったんですけども、目詰まりもあるようでありまして、そもそもあの路面自体が波打っているんですね。ですから、部分的に溝を切っても自然に流れるような形状にはなっておりません。あそこの部分は下に側溝がないんですね、付近の方の話を聞くと。側溝がないから、結局水の逃げ場所がなくてあそこは雨が降るたびに水がたまっているという状態で、付近の方のお話では抜本的に側溝をつくってほしいというような話であります。確かに勾配は余りないんです、あの地域は。でも側溝の底の高さを調整することで水が流れる方式にはできると思いますので、ぜひそういう新たな側溝をつくるということの基本を据えながら抜本対策を求めているいただきたいというふうに思うんですね。

本当に今の状況を見ますと、この間何回か雨が降りましたんで、そのたびに行って見てきたんですけども、ちょうどこちら側から行く車が右に曲がります。遠心力がかかります。そうすると、凍っていると滑ります。そのまま左側の路肩に乗っかるぐらいだったらいいんですけども、人間の心理としては右にハンドル切ると思うんですね。そうすると右側の学校側の歩道部分に行くとか、あるいは対向車が運悪く来れば対向車が避けるために歩道部分の子供をはねるとかということも大いにあり得ます。主要な通学路の一部でありますので、ぜひこの部分の抜本対策はとってくれるように強く県をお願いをしていただきたいなというふうに思うんですけども、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 強くお願いを申し上げておきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時20分